

第5次

田舎館村

総合振興計画

平成23年3月





第5次

田舎館村

総合振興計画

平成23年3月



稲 かおり 笑顔 あふれる



平成22年 田んぼアート

田舎館村 総合振興計画 策定にあたって



本村では平成13年に策定した第4次田舎館村総合振興計画の目標であります、「人温もり 緑きらめく 夢大地を生きる」を実現するため、各施策を行って参りましたが、計画策定から10年が経過し、目標年次を迎えることから、平成32年を目標年とした第5次田舎館村総合振興計画を策定しました。

第5次田舎館村総合振興計画は、大きく変化を遂げてきている国内外の情勢を見据え、これまでのむらづくりの成果をさらに発展させ、未来を担う子どもや孫たちの世代へと受け継いでいくため、「稲かおり 笑顔あふれる 安らぎのむら」を将来像と掲げ、「自然を活かし 共に歩むむらづくり」、「若者が住みたくなるむらづくり」、「村民と協働によるむらづくり」を基本理念としており、今後の村政運営の指針となるものです。

今後10年間、基本構想に定める将来像に近づくため、本計画の推進に向け全力で取り組んでいきたいと考えておりますので、村民の皆様のご協力をお願いいたします。

最後に、本計画策定に際しご尽力いただいた、総合振興計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート等により、ご意見・ご提案をいただいた多くの皆様に、心よりお礼申し上げます。

田舎館村長 鈴木 孝雄

安らぎのむら いなかだて

村章

統一円満を意味する円の中に、田舎館村の頭文字でもあり、稲穂が実る村のイメージとしての「田」がおさめられ、上部には村の歴史を物語る館（城）を配しています。

昭和34年、広く一般に公募した中から、当時川部小学校に勤務していた高木春雄氏の作品が選ばれ、制定されました。



村民憲章

わたくしたちは、北方稲作文化発祥の地を誇りとし、輝かしい歴史と伝統をきずいてきた田舎館村民です。

わたくしたちは、秀峰岩木のみねを仰ぎ、浅瀬石川の清流にうろおされている土地に住む幸せを感じ、さらに村民ひとしく健康で豊かな村づくりを目指して、次の憲章を実践します。

い

命を大切にし、水と緑を愛し、
健康で活力のある村づくりにつとめます。

な

何事にも協力しあい、人の和をはかり、
明るい村づくりにつとめます。

か

考えを深め、学ぶ態度を養い、
創意に満ちた村づくりにつとめます。

だ

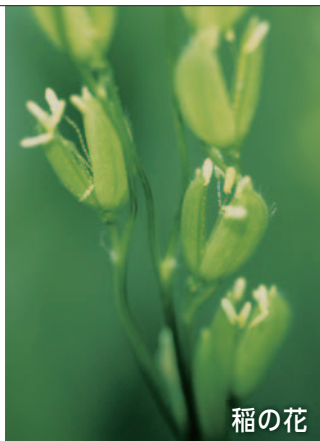
誰ともふれあう心を持ち、
思いやりのある村づくりにつとめます。

て

天と地の恵みに感謝し、働くことを尊び、
豊かな住みよい村づくりにつとめます。

(昭和60年11月25日制定)

村の花



稲の花

(平成23年3月15日制定)

村の木



サイカチ

第5次 田舎館村総合振興計画 目次

I 序論 1

第1章 計画策定にあたって	2
第1節 計画の目的	2
第2節 計画の構成と役割、期間	2
第2章 社会的潮流	3
第1節 社会動向	3
第2節 村の概況	4
第3節 住民ニーズ	8

II 基本構想 11

第1章 むらづくりの基本理念・将来像	12
第1節 むらづくりの基本理念	12
第2節 将来像	12
第2章 将来人口・世帯数の見通し	13
第3章 施策の大綱	15
第1節 産業の振興	16
第2節 都市・生活基盤の充実	16
第3節 教育・文化の振興	17
第4節 保健・医療・福祉の充実	19
第5節 健全な行財政運営	20

III 基本計画 21

第1節 産業の振興	22
1 農業の振興	22
2 工業の振興	23
3 商業の振興	23
4 観光の振興	24

第2節	都市・生活基盤の充実	24
1	自然との共生	24
2	道路・公共交通の整備	25
3	住まいを取り巻く環境の整備	26
4	雪対策	26
5	安全・安心の確保	27
6	情報化への対応	28
第3節	教育・文化の振興	29
1	学校教育の充実	29
2	生涯学習の充実	29
3	生涯スポーツの振興	30
4	遺跡の活用と文化の伝承	30
5	交流の推進	31
6	男女共同参画社会の確立	31
第4節	保健・医療・福祉の充実	32
1	保健・医療の充実	32
2	地域福祉の推進	33
3	高齢者福祉の充実	34
4	児童福祉の充実	34
5	障害者福祉の充実	35
6	社会保障の充実	36
第5節	健全な行財政運営	37
1	村民協働による村政運営	37
2	効率的な行財政運営	38
3	広域行政の推進	38



I 序論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の目的

田舎館村は昭和30年の光田寺村との合併以来、4次にわたり総合振興計画を策定し、村の発展に取り組んできました。現在は平成13年度を初年度とし目標年度を平成22年度とする第4次総合振興計画のもと、「人 温もり 緑 きらめく 夢 大地を生きる」を目標に、「ずっとずっと好きと言えるむら」の創造をめざして様々な施策を展開しています。

しかし、現在の社会状況をみたととき、世界同時不況と円の上昇は、日本経済に深刻な影響を与えており、また、本格的な少子高齢化と人口減少社会に入り将来労働人口の減少が予測され、今後、日本経済は縮小を余儀なくされるものと思われます。人口の偏在も大きな問題で、都市部に人口が集中する一方、地方都市では深刻な人口減少に直

面し、公共交通機関の撤退など都市基盤の整備などに大きな支障が出ています。さらに、高度情報化や深刻な地球規模の環境問題などを背景に、あらゆる分野において大きな変革期を迎えています。このような中、地方自治体は、多様化・高度化する地域課題の解決や新たな住民ニーズへの対応のほか、住民協働による地方分権に対応したむらづくりが求められています。そのため、第4次田舎館村総合振興計画を見直し、現況に即した将来のむらづくりの方向を示し、その実現に向けて「第5次田舎館村総合振興計画」を策定します。

第2節 計画の構成と役割、期間

この計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成し、計画の期間は平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

計画の構成と役割、期間

基本構想	村政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるものであり、将来像及びそれを実現するために必要な施策の大綱を明らかにするものです。									
基本計画	基本構想に掲げる将来像を実現するため、施策の大綱に従い、取り組むべき主要な施策を分野ごとに明らかにするものです。									
実施計画	基本計画に掲げた施策を計画的、効率的に推進するための計画（3年間のローリング方式）であり、毎年度の予算編成の指針となるものです。									
平成	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年
基本構想										
基本計画										
実施計画 (3年間)	 (毎年度のローリング)									

第2章 社会的潮流

第1節 社会動向

1 総人口の減少と超少子高齢社会の到来

わが国は、平成19年の1億2,776万人をピークに総人口の減少がはじまり、合計特殊出生率の低下が急速に進行しているため、今後、世界的に例のないスピードで人口減少が進むものと予測されています。日本の合計特殊出生率は平成17年の1.26を底に、平成18年は1.32、平成19年は1.34、平成20年には1.37とやや回復基調にあるものの、将来にわたって人口を維持するために必要な2.08を大きく下回っています。

こうした中で、今後も本村が継続して発展し、村民が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、村民との協働による一層の地域活性化に取り組み、定住人口や交流人口を増やすとともに、行財政基盤を強化し、教育や福祉などの質の高い行政サービスを安定して提供していく必要があります。

2 高度情報・通信技術の普及

近年、パソコンや携帯電話を全世界に結びつける情報通信技術（ICT）が普及し、私たちの生活やビジネスは大きく変わってきています。日常生活においても、もはやパソコンなしの状態は考えられず、テレビや映画などの動画を見ることは、当然のこととなっています。携帯電話も、WEBサイトの閲覧などの情報入手手段として活用されており、また、財布の役割や音楽プレーヤー、ゲーム機などの機能までもが付加されるようになりました。反面、インターネットを利用したネット犯罪の増加や個人情報の漏洩なども大きな問題です。

本村においても、これらの機器の活用により豊かな生活が実現する一方で、デジタルデバイドが問題化するとともに、個人情報保護の必要性など、

新たな課題が生じています。今後も、ますます進化していく情報通信技術（ICT）を積極的に行政サービスに取り入れるとともに、こうした新たな課題に対応していくことが求められています。

3 景気後退と産業構造や就業構造・形態の変化

世界同時不況は日本においてその深刻度を一層増しており、円の独歩高による輸出産業への影響をはじめ、企業業績の悪化や株価の下落、失業率の上昇など大きな問題となっています。

不況による物価の下落により企業収益は悪化し、就業者の賃金の低下や多くの失業者を生み、購買力の低下を招き、デフレの一層の深刻化が懸念されています。

こうした国内外の景気の後退とともに、近年、農産物輸入自由化の拡大、製造業の海外移転、小売商業の大型店化の進展などにより、産業構造は大きく転換し、首都圏等の都市部地域と、地方の経済格差が拡大しています。また、非正規労働者の増加や外国人就労者の増加など、就業構造・就業形態にも大きな変化がみられます。

経済不況の中、地場産業も苦戦を強いられっていますが、こうした産業構造や就業構造・就業形態の変化に対応し、柔軟な経営感覚を持つ産業の担い手の育成や、子育てと就労の両立の支援、若者の自立支援などを強化していくことが必要です。

4 地球温暖化の防止

現在、地球温暖化が進行し、天候の変動による災害の頻発や海水面の上昇などによる弊害が顕著になっています。これは経済発展や日常生活の改善に伴う化石燃料の大量消費によるものとされており、今後ますますその影響の拡大が懸念されています。

日本政府は、平成21年9月に米国で開催された

国連気候変動首脳会合で、2020年までにCO₂の排出量を1990年比25%削減することを表明しました。温暖化防止にはCO₂の削減が不可欠なため、自然エネルギーを利用した発電や省エネ家電、ガソリンと電気を併用するハイブリッド車、電気自動車など各方面での取り組みが本格化しています。また、プラスチックやアルミ、紙などの資源リサイクルの意識も国民の中に高まっています。

気候変動による農作物への影響や大雨による土砂災害の危険性の増加など、温暖化は決して遠い世界で起きている他人事ではありません。美しい自然環境と多様な生物を次世代に引き継ぐためにも、日常生活から環境負荷の軽減に努めるとともに、経済社会の仕組みを循環型の持続可能なものに変革していくことが必要になっています。

5 国際化や価値観の多様化の進展

今日、人やモノ、情報など、私たちの衣食住のあらゆることが、常に国際社会とリアルタイムで結びついています。

こうした国際化の進展は、私たちの生活を豊かにするものですが、一方で、地球規模での市場経済の発展は、厳しい国際競争を生んでおり、生活の場においても、慣習や文化の相違から様々な問題が生じているのも事実です。

国際的な人・モノ・情報の交流は今後もますます進むと考えられることから、これからも行政のあらゆる分野で、常に国際的な視野でむらづくりを進めることが求められます。また、都市化や情報技術の進展などにより、社会の成熟化が進む中で、価値観の多様化が進み、様々なライフスタイルやワークスタイルが現れてきています。

経済的な豊かさよりも、家族や地域とのふれあい、自然や地域文化との共生など、いわゆる「心の豊かさ」を重視する傾向が強くなってきています。団塊世代が大量定年を迎える中で、村民のニーズも多様化・複雑化することが予想されるため、一人ひとりの価値観や多様な生き方、働き方

を尊重したむらづくりが求められています。

6 地方分権・地域主権の進展

平成12年4月に「地方分権一括法」が施行され、国と地方の関係が対等な関係へと改められ、自治体の自主性・自立性（自己決定・自己責任）を確立していくための体制が整備されました。地方分権改革推進委員会は、住民主体の分権型社会への抜本的な転換を図り、地方自治体を「地方政府」と呼ぶにふさわしい存在にまで高めることを、地方分権改革の目標として掲げています。

平成22年6月には、「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、それぞれの地域で富を生み出すという考えに基づき「自立と創造」への転換を求めています。また、国と地方の役割分担に係る「補完性の原則」に基づき、国と地方公共団体は、行政の各分野において適切に役割を分担するとともに、地方公共団体の自由度を拡大し、自主性及び自立性を高めていくことを掲げています。そのため、地域主権改革は単なる制度の改革ではなく、地域の住民が自らの住む地域を自らの責任でつくっていくという「責任の改革」であり、民主主義そのものの改革であるとし、住民や首長、議会の在り方や責任も変わっていかねばならないとしています。

今後、この大綱に基づく改革の成果等を踏まえ、地域主権改革の一層の推進に向けて、平成24年夏を目途に「地域主権推進大綱（仮称）」が策定され、さらなる取り組みが進められます。

第2節 村の概況

1 立地・地勢

田舎館村は、東に八甲田山連峰、西に岩木山を望む、東西9km、南北6.5km、総面積22.31km²の平坦地で、村域中部を浅瀬石川が西流し、西端部を平川が北流する、亜寒帯性気候の冬の寒さの厳しい地域です。農業を基幹産業とする本村の土壌は、

地味肥沃で農作物の作付けに適しており、また、弘前市と黒石市の中間に位置する優位性から、企業誘致を進め、農業もバランスよく発展しています。

道路は弘前市と十和田市を結ぶ国道102号の他、県道では東西に走る県道110号黒石・藤崎線と県道268号弘前・田舎館・黒石線が、また、南北には県道148号畑中・竹鼻線と県道136号常盤・新山線が村を縦断して弘前環状線に接続しており、これらに村道が接続して道路網を形成しています。

交通網は、鉄道ではJRと私鉄の2駅があり、バスでは弘前～黒石線や弘前～豊蔭・高田～黒石線、弘前～黒石～大川原線、黒石～川部線、弘前～尾上線の5路線あります。

村域からは、縄文時代や弥生時代の遺跡が数多く確認されており、なかでも弥生時代中期末の水田跡が656枚ほど発見され、全国的に有名になった史跡垂柳遺跡があります。また、田舎館には南北朝時代から武将の館があり、中世には浅瀬石千

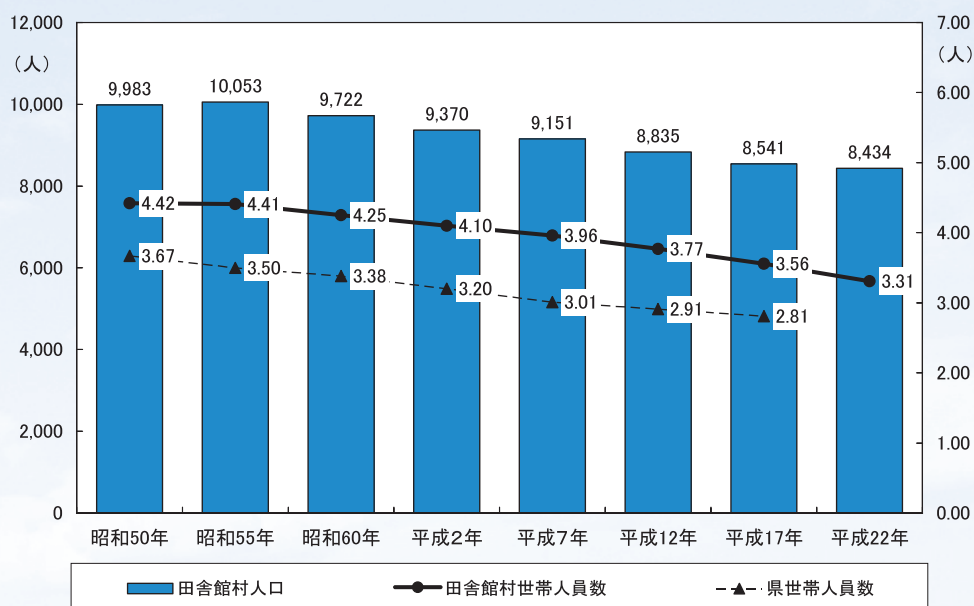
徳氏から分家した田舎館城千徳氏が居住していました。天正13年（1585）の壮烈な戦いや、五代城主千徳掃部政武の妻、於市の方の自刃は長く語り継がれています。

近年は、これらの歴史や、先人たちが築き上げてきた伝統文化を大切にしたむらづくりを進めるとともに、緑（農業、自然）と工業の調和した稲香るふるさととして発展を続け、現在に至っています。

2 人口構造

平成22年の本村の人口は8,434人で、昭和50年の9,983人と比較すると約15.5%減少しています。平成22年における年齢別人口構成は、年少人口が12.1%、生産年齢人口が60.3%、高齢者人口が28.4%となっており、年少人口と生産年齢人口はともに一貫して減少しています。高齢者人口については、昭和50年と比較して約2.4倍へと、大幅に増加しており超高齢社会となっています。

人口と世帯人員数の推移



資料：平成22年は住民基本台帳人口（含む外国人）、他は国勢調査

3 産業構造

(1) 産業別就業人口

国勢調査による平成17年の就業人口は4,498人で、総人口8,541人の52.7%を占めます。産業区分別の内訳は第1次産業が1,109人（就業人口の24.7%）、第2次産業が1,084人（同24.1%）、第3次産業が2,305人（同51.2%）で、第3次産業の就業割合が高くなっています。

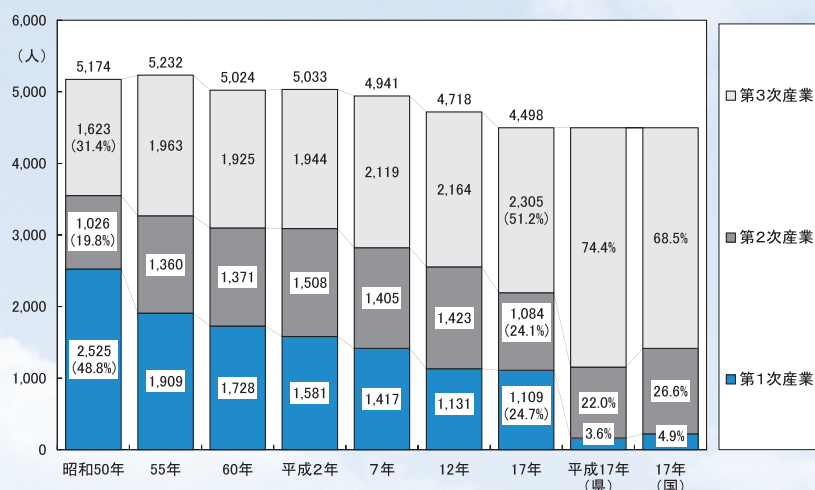
昭和50年からの推移をみると、就業人口は約13.1%減少していますが、第3次産業就業人口は約42.0%増加しています。一方、第2次産業就業人口はほぼ横ばいで、第1次産業就業人口と拮抗しています。

(2) 農業

農林業センサスによる平成17年度の総農家数は634戸、専業農家数は229戸、農業産出額は26.3億円となっています。

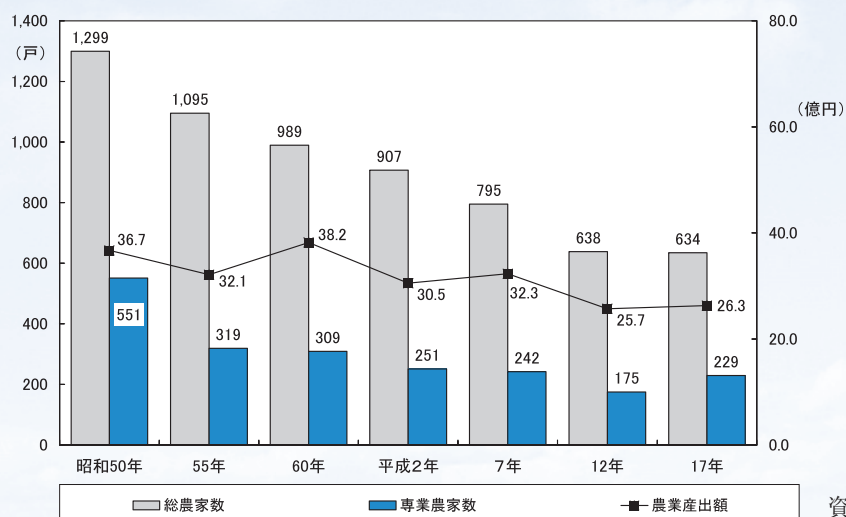
昭和50年からの推移をみると、総農家数は昭和50年の1,299戸から約51%減少しています。一方、専業農家数は昭和50年には551戸で平成12年まで減少しましたが、その後、増加に転じています。また、農業産出額は、昭和60年に約38.2億円まで増加しましたが、その後はゆるやかな減少が続き、平成17年に上昇に転じています。

産業別人口の推移



資料：国勢調査

総農家数・専業農家数・農業産出額の推移



資料：国勢調査

(3) 工業

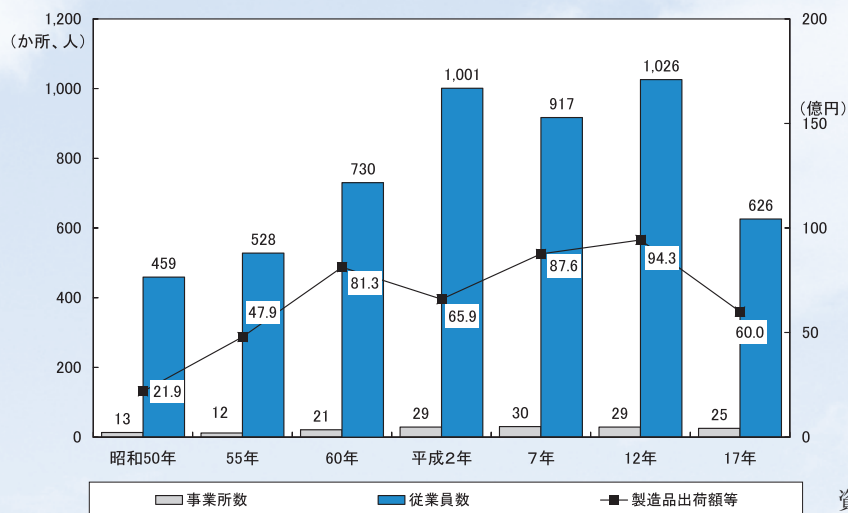
工業統計調査によると、昭和50年の事業所数（従業員4人以上）は13か所で、その後上昇して平成7年の30か所をピークに減少に転じ、平成17年には25か所になっています。従業員数は昭和50年の459人から平成12年の1,026人まで上昇しましたが、平成17年には626人へと減少しています。製造品出荷額等は平成12年に94.3億円でピークでしたが、平成17年には60.0億円へと減少しました。

(4) 商業

商業統計調査によると、本村の事業所数は昭和60年の94か所から減少が続き、平成19年には64か所となっています。

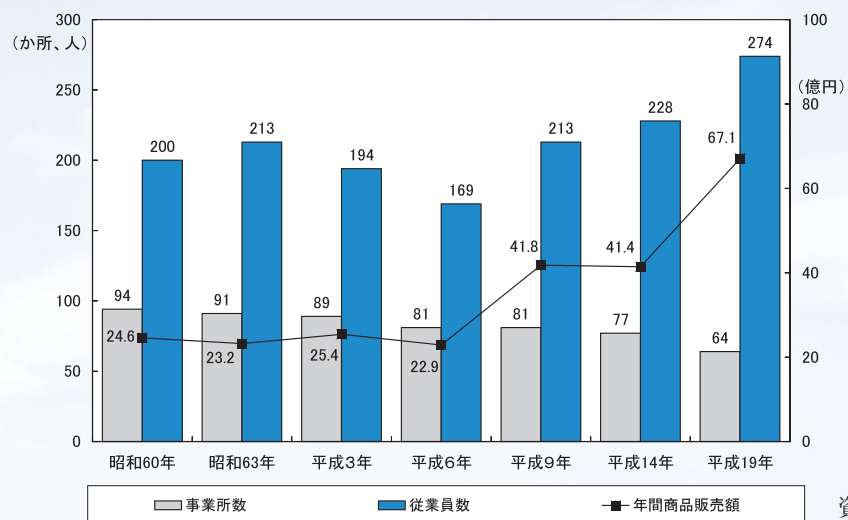
従業員数は昭和60年には200人でしたが、その後増減を繰り返し、平成19年には274人となっています。これ以降、減少傾向が続いています。年間商品販売額は平成6年に一旦減少しましたが、基本的に増加傾向を示しており、平成19年には67.1億円と、昭和60年の24.6億円の約2.7倍の規模になっています。

事業所数・従業員数・年間商品販売額の推移



資料：工業統計調査

事業所数・従業員数・製造品出荷額等の推移



資料：商業統計調査

(6) 観光業

「史跡垂柳遺跡」や「弥生の里」、「田んぼアート」などの観光資源がある本村ですが、青森県観光統計によると、平成17年の観光入り込み数は30.5万人で、平成2年の10.9万人の約3倍に増加しています。

第3節 住民ニーズ

1 アンケート調査結果の概要

第5次田舎館村総合振興計画策定にあたり、多くの住民のご意見を計画に反映するため、平成22年7月、18歳以上の住民1,000名を無作為に抽出しアンケート調査を実施いたしました。有効回収票は485票で、回収率は48.5%でした。

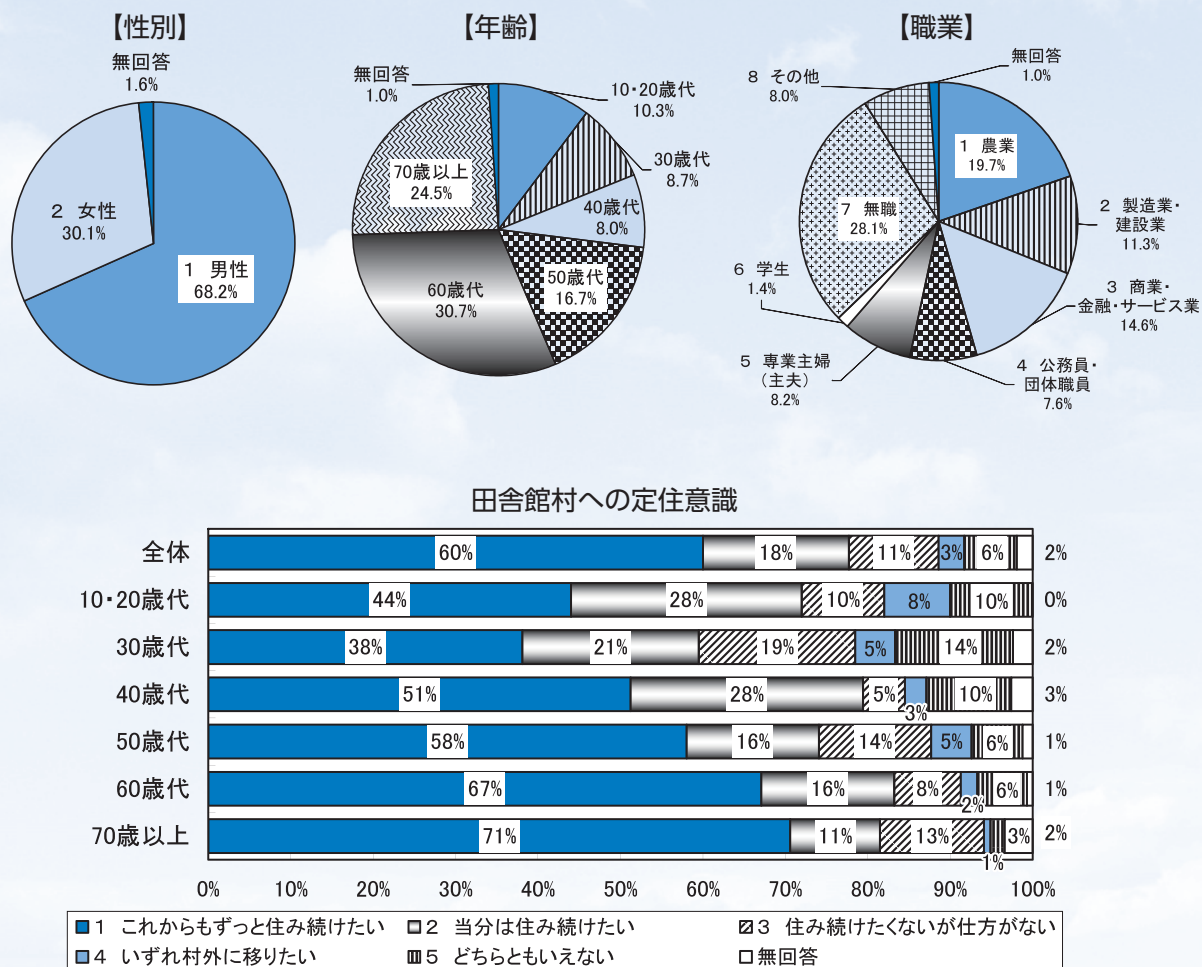
調査概要は以下の通りです。

(1) 回答者の属性

回答者の性別は男性が68.2%、女性が30.1%で無回答が1.6%で、男性が7割近くとなっています。年齢構成は、60歳代が30.7%と最も多く、次いで70歳以上が24.5%、50歳代が16.7%と年齢の高い方からの回答が多く寄せられています。職業は無職を除くと農業が19.7%、商業・金融・サービス業が14.6%などとなっています。

(2) 田舎館村への定住意識

アンケート調査によると、本村への定住意識については、全体で78%の方が住み続けたい（「これからもずっと住み続けたい」と「当分は住み続けたい」の合計。以下同じ。）と回答し、定住意識が高いことがうかがえます。

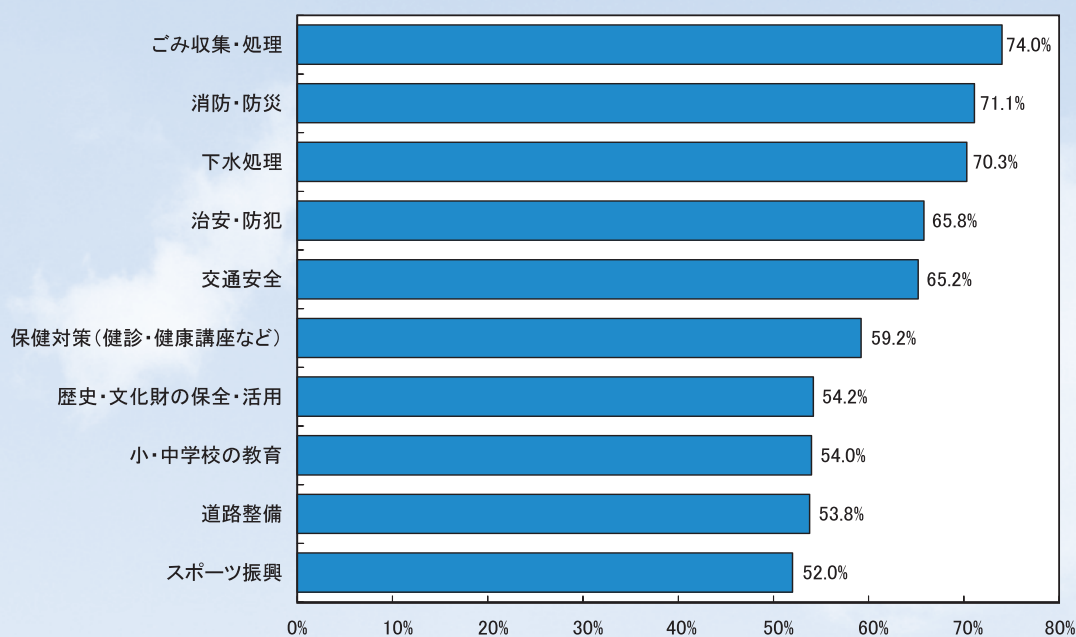


(3) 各分野別の満足度

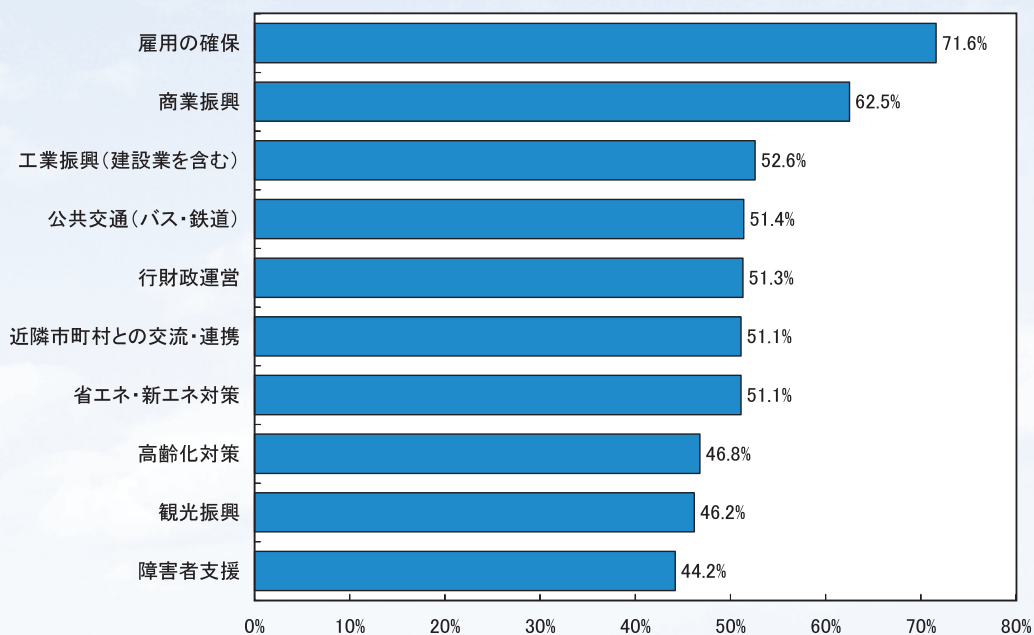
各分野別の満足度をみると、「ごみ収集・処理」が最も高く74.0%、次いで「消防・防災」が71.1%、「下水処理」が70.3%など、生活基盤・都市基盤の分野の満足度が高くなっています。

一方、不満足度では、「雇用の確保」が71.6%と最も高く、次いで「商業振興」が62.5%、「工業振興（建設業を含む）」が52.6%などと産業関係で不満足度が高くなっています。

分野別の満足度（上位10項目）



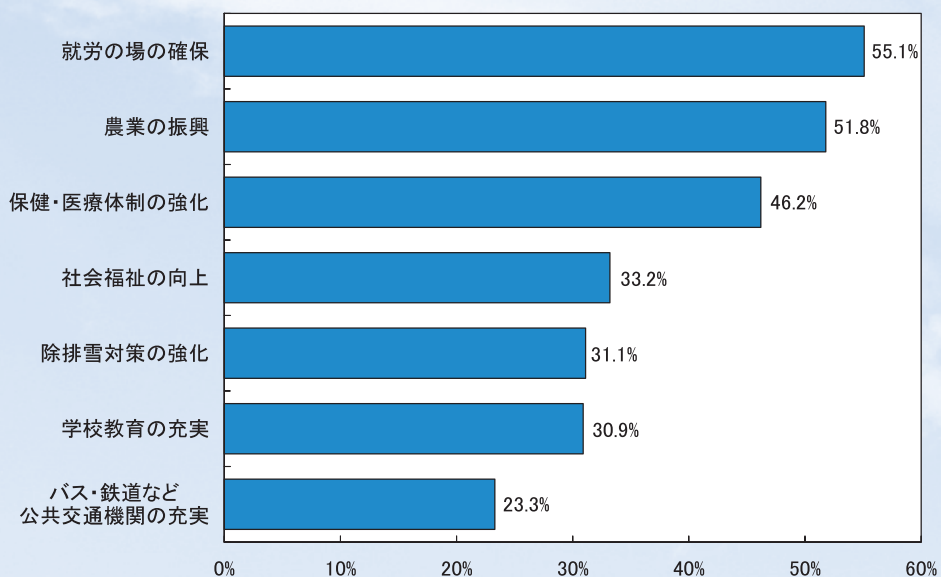
分野別の不満足度（上位10項目）



（４）今後、特に力を入れていくべきと思う分野

「今後、村が特に力を入れていくべきだと思う分野」については、「就労の場の確保」や「農業の振興」などの不満足度の高い分野への要望が高く、今後、さらなる産業振興への取り組みが求められています。

今後、特に力を入れていくべきと思う分野（上位７項目、複数回答）



Ⅱ 基本構想

第1章 むらづくりの基本理念・将来像

第1節 むらづくりの基本理念

田舎館村は北方稲作文化発祥の地として輝かしい歴史と伝統に彩られた村です。豊かな水と肥沃な土壌に恵まれ農業を中心に、近年では工業の進展も目覚ましいものがあります。

こうした中、大きく変化する社会動向、これまでのむらづくりの取り組み、人口・産業などの動向、住民意識をふまえ、田舎館村は、次の基本方向でむらづくりを進めます。

1 自然を活かし、共に歩むむらづくり

八甲田山と岩木山を望む豊かな自然環境、田園を通してこれらの山々を見晴るかす美しい景観は、村民の生活にうるおいを与え、農業や観光を支える貴重な財産です。

限りある水や資源、エネルギーの有効利用の促進、自然に親しみ、自然を学ぶ取り組みの促進など、「自然を活かし、共に歩むむらづくり」を進めます。

2 若者が住みたくなるむらづくり

わが国の総人口は平成18年をピークに減少時代に入り、超少子高齢社会を迎えた中、積極的な若者定住を図っていかなければ、地域の生産や消費が停滞し、人々の安定した暮らしを継続していくことはできません。

経済状況の悪化する中、企業のさらなる誘致や居住環境の整備、子育てしやすい環境づくりなど、「若者が住みたくなるむらづくり」を進めます。

3 村民と協働によるむらづくり

厳しい経済環境や財政状況から行政サービスの縮小が起こり、行政はもとより村民にとっても痛みを伴う事態が予測されます。今後は、自分で行う“自助”、地域の力を合わせて行う“共助”、行政にしかできないことを行う“公助”をそれぞれ判断し、村民の知恵や力を活かした、支援が必要な人にもやさしい「村民と協働によるむらづくり」を進めます。

第2節 将来像

弥生時代から稲作で栄えてきた本村は、農業を中心に産業の振興を図るとともに、教育や福祉の分野での向上を積極的に図ってきました。また、自治体経営のスリム化を図るため、行財政改革にも早くから積極的に取り組んできました。

こうした中、大きく変化を遂げてきている国内外の情勢を見据え、これまでのむらづくりの成果をさらに発展させ、未来を担う子どもや孫たちの世代へと受け継いでいくため、新しい田舎館村の将来像を「稲かおり 笑顔あふれる 安らぎのむら」と定めます。

むらの将来像
稲かおり 笑顔あふれる 安らぎのむら

「稲かおり」は、弥生時代からの北方稲作文化から今に至るまでの本村の稲作への取り組みと現在も産業の中心に位置する農業を表しています。また、「笑顔あふれる」は、福祉、教育、産業などが順調に発展し、村民がそれに満足し村中に笑顔があふれている様を表しています。さらに、「安らぎのむら」は、すべての分野で満足のいく施策が展開され、憂いもなく安心して村民生活を送っ

ている様子を表しています。

第5次田舎館村総合振興計画は、本村住民一人ひとりが、むらづくりの担い手となって、地域に残された誇るべき文化を継承し、また、自然を守りつつ、夢のある未来を思い描きながら「稲かおり 笑顔あふれる 安らぎのむら」の創造を目指します。

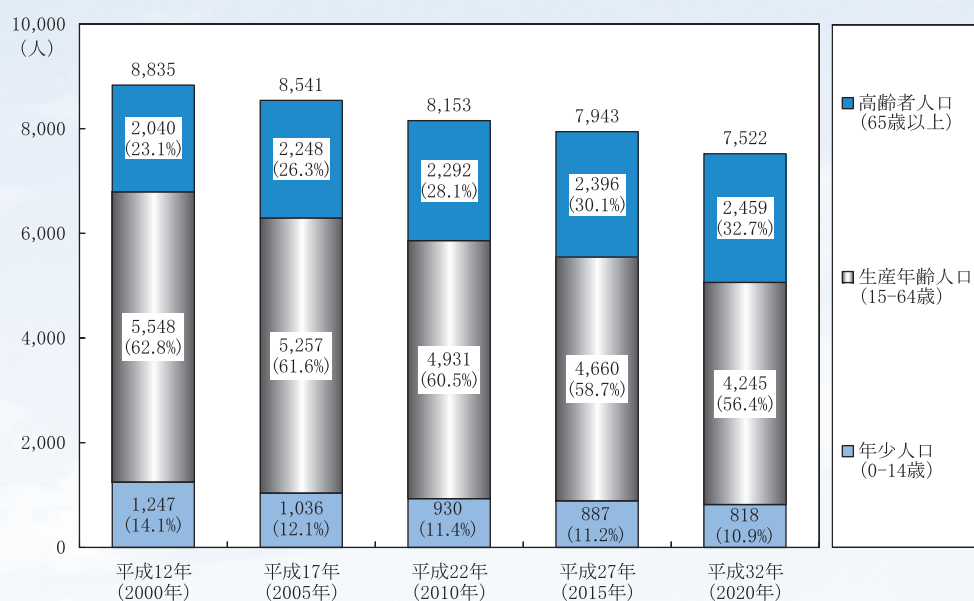
第2章 将来人口・世帯数の見通し

国勢調査の実績に基づきコーホート変化率法により年齢別人口を推計すると、本計画の目標年次である平成32年の村の総人口は7,522人と推計されます。内訳をみると、年少人口（0～14歳）が818人、生産年齢人口（15～64歳）が4,245人、高齢者人口（65歳以上）が2,459人となる見通しです。全人口に占めるそれぞれの割合は、年少人口比率

が10.9%、生産年齢人口比率が56.4%、高齢化率（全人口に65歳以上の人占める割合）が32.7%と予測されます。

平成22年と比較すると、年少人口は112人（増減率▲12%）減少、生産年齢人口は686人（同▲14%）減少と予測されるなか、高齢者人口は167人（同7.3%）増加するものと推計されます。

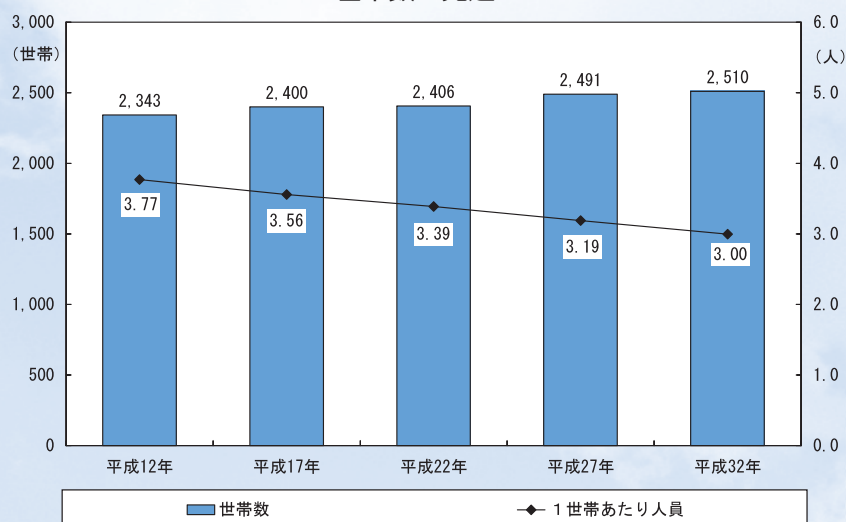
年齢別人口の見通し



注：平成17年は国勢調査実績。平成22年は国勢調査速報値。平成22年以降は、平成12年～平成17年の2回の国勢調査人口を基にコーホート変化率法により推計した。

平成12年・17年・22年の3回の国勢調査結果に基づき、世帯数と1世帯当たり人員を推計すると、平成32年の村の総世帯数は約2,510世帯で、1世帯当たり人員は3.00人となります。

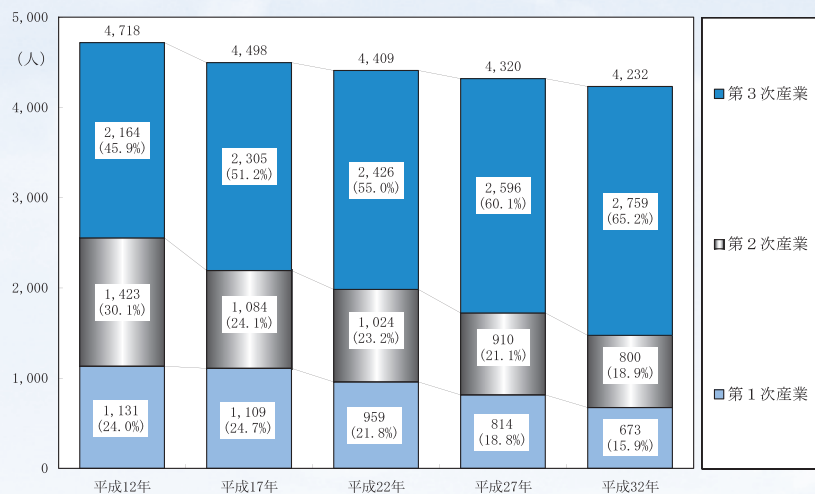
世帯数の見通し



注：平成12・17・22年の3回の国勢調査に基づく世帯数を直線回帰し、総人口を除して求めた。ただし、平成22年は速報値。

就業率や産業別就業割合の過去の傾向に基づき、産業別就業人口を推計すると、平成32年の就業人口は約4,232人で、内訳は第1次産業が673人、第2次産業が800人、第3次産業が2,759人となる見通しです。

産業別就業人口の見通し



注1：就業人口は、平成7・12・17年の就業人口を直線回帰させ各年の推計人口に乗じて求めた。
 注2：産業別就業割合は、平成7・12・17年の各産業別就業人口比率を直線回帰させ、各年の就業人口に乗じて求めた。

第3章 施策の大綱

将来像「稲かおり 笑顔あふれる 安らぎのむら」と5つの政策分野の実現を目指して、以下の施策を総合的、計画的に推進します。

施策体系図

稲かおり 笑顔あふれる 安らぎのむら



第1節 産業の振興

本村の基幹産業である農業については、米とりんごを中心に野菜や花卉の栽培に取り組むとともに、農地の集約による効率化に努めます。また、生産組織体等経営体の育成支援を図るとともに、意欲のある多様な担い手の育成・確保へ向け、関係機関と連携して取り組みます。

工業については、景気低迷が続く中、さらなる変化に柔軟に対応できるよう、弘前市や青森市に近接する交通利便性の優位を活かした産業の振興を図ります。新規企業の進出基盤の整備や支援策を検討し、企業誘致を進め、雇用の安定・確保に取り組めます。商業については、買い物難民を生まないう、集客のためのイベントなどに取り組むとともに、極力、村内での買い物に努めるよう村民への働きかけを行います。観光は、史跡垂柳遺跡や田んぼアートを起爆剤に、新幹線の新青森駅延伸もあり、近隣市町村と連携して、体験型観光の振興に努めます。

1 農業の振興

農業は、食料の供給だけでなく、加工等による他の産業への波及、環境保全、食育など、多様な機能がある一方、一度農地が失われれば再生がとて困難であることから、継続的に振興を図ることが求められます。

そのため、米・りんごなどのさらなる品質の向上や新作物の導入、担い手の育成・確保に努めるとともに、大型機械の導入や農地の集積化などを進め、経営の一層の効率化を促進し、優良な農産物の安定生産を図ります。また、耕作放棄地の有効活用に努めます。

2 工業の振興

工業は、製造業が大半で、工業団地を中心に33社が立地し、多くの雇用を創出しており、さらなる規模の拡大が求められています。また、経営の

近代化と経営基盤の強化、さらには、特産品などを活用した加工品開発への取り組みも求められています。

そのため、新規の工業団地の整備による規模の拡大や各種支援施策を活用した地域工業の近代化と基盤の強化を促進します。

3 商業の振興

商業については大変厳しい状況にあり、近隣の大規模商業施設への流出が続いており、村内の商店の魅力化が求められています。

そのため、地域の特産品を活かした店舗の魅力化に向けた新たな施策の展開を推進します。

4 観光の振興

東北新幹線の新青森駅への延伸効果を踏まえつつ、田んぼアートや史跡垂柳遺跡、遊稲の館等を中心に歴史資源と体験観光などの地域資源を最大限に活用するとともに、近隣自治体と連携した広域的な観光イベントの推進を図ります。

第2節 都市・生活基盤の充実

自然と共生した潤いのある居住環境づくりのため、田舎館村都市計画マスタープランとの整合を図りながら、調和の取れた適切な土地利用に努めます。

大都市に隣接しながら静かな佇まいを残す本村は、産業のもとともなる自然への影響に配慮し、ごみの減量化やリサイクルに努め、また、道路や住宅・宅地、上下水道のさらなる整備を進めていきます。

さらに、防災、消防・救急体制などの整備や雪対策を進め、村民が安心・安全に暮らせるむらづくりを進めます。

1 自然との共生

限られた資源である村土を、自然環境や景観に

配慮しながら、農業や工業等経済活動の振興を図るため、都市計画マスタープランに基づいた計画的な土地利用を進めるとともに、自然環境保持保全意識の高揚を図ります。

また、生活環境の変化に伴い、さまざまなごみが排出されているため、ごみの減量化や排出抑制の啓発、リサイクルを目指したごみの3R運動に積極的に取り組み、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指します。

2 道路・公共交通の整備

道路交通網の充実、生活利便性の確保や産業の活性化、福祉の向上などにとって極めて重要です。そのため、長期未着手都市計画道路の見直しや国道・県道・村道の舗装補修等の管理、また、歩道の整備等を推進します。

さらに、鉄道についてはJR奥羽本線の複線化の要望と駅周辺の整備に取り組みます。バスに関しては路線の維持に努めます。

3 住まいを取り巻く環境の整備

村営住宅の維持管理に努めるとともに、住宅・宅地の需要を調査し、空き家等の活用により定住促進に結び付けます。また、集会施設については適切な維持管理に努めます。

上水道・下水道施設ともほぼ整備は完了しているため、今後は維持管理の徹底を図ります。また、上水については水道普及率100%を目指して啓発に努めます。

4 雪対策

冬期間の円滑な村民生活を快適に過ごせるよう引き続き、除排雪体制の強化に努めるとともに、消融雪施設の整備を推進します。また、歩道除雪のための機械の貸与を進め、通学路等の確保に努めます。さらに、村民の健康維持を目的に冬期アウトドアスポーツの振興を図ります。

5 安全・安心の確保

複雑多様化・大規模化する災害や事故から村民を守るため自主防災組織の結成を促すとともに、地域防災計画に基づき体制と資機材の整備に取り組みます。

消防救急については、津軽地域消防広域化の実現に向けた取り組みを強化するとともに、消防団や婦人防火クラブの活動を積極的に支援します。また、近隣の医療機関との救急体制の確立や連携体制の強化に努めます。

交通安全については、交通弱者の保護や交通安全施設の整備をはじめ適切な安全対策を推進します。また、防犯意識の高揚や防犯指導隊活動などの充実を図り、犯罪のない安全な社会づくりに努めます。

6 情報化への対応

情報通信技術（ICT）の進展により、村民生活のあらゆる分野に情報通信機器が浸透し利便性が向上してきています。しかし一方で、情報化への潮流に対応できない村民も出てきています。

今後は、情報通信技術を活用した積極的な情報発信を行うとともに、村民に向けた情報教育の充実を図り、あらゆる分野での高度利用を検討します。また、すべての村民が日常生活やビジネスにおいて、必要な情報を迅速かつ有効に活用し、活発な情報の受発信や交流が図れるむらづくりを、エフエムジャイゴウェーブなども活用して進めていきます。

第3節 教育・文化の振興

史跡垂柳遺跡に代表される多くの歴史に彩られた郷土に誇りを持ち、個性的で充実した教育を推進します。子どもたち一人ひとりが自ら個性を発揮し、困難な場面に立ち向かい、未来を切り拓いていく「生きる力」を育成するために、自ら考え

る力などの「確かな学力」、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな心」、たくましく生きるための「健やかな体」の調和の取れた教育の推進に努めます。また、統合後の小学校については、児童や親に負担がかからないよう今後も十分な支援を行っていきます。

さらに、生涯学習やスポーツの振興、文化・芸術などの保存・伝承に努めるとともに、地域・世代間交流や男女共同参画社会の実現などにも取り組みます。

1 学校教育の充実

平成23年4月より3小学校を1小学校に統合するため、これに伴う施設の整備や通学バスの運行による通学の足の確保を図ります。教育内容については、豊かな心の教育や生きる力、健やかな体の育成を図るとともに、地域文化の伝承や国際教育に対応できる教育にも取り組みます。また、教員の資質の向上や開かれた学校を目指した取り組みを推進し、将来的には小中一貫教育による教育レベルの向上を図ります。また、施設の整備や教材備品等の充実にも積極的に取り組みます。

2 生涯学習の充実

村民が生涯にわたって自己の啓発と向上を目指し、健康で生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会をつくることができるよう、生涯学習推進体制の整備を進めます。そのため、各種教養講座や自主事業講座の開設を促進します。また、図書室の更なる整備充実を進めるとともに、家庭、学校、地域、行政が連携のもとに一人ひとりの学習と社会参加を実現する生涯教育を推進します。

3 生涯スポーツの振興

村民一人ひとりが生涯にわたって心身ともに健やかで活力のある生活を営むことができるよう、生涯スポーツの振興に努めます。そのため、ス

ポーツ指導者の養成と資質の向上や地域における健康づくり、スポーツ教室・大会、レクリエーション活動などの推進を図るとともに、社会体育施設の整備と学校体育施設の活用を促進します。

4 遺跡の活用と文化の伝承

本村には、国の史跡指定を受けた弥生時代の垂柳遺跡があり、多くの観光客が訪れるとともに、村内の小学生などの歴史学習に活かされています。今後も史跡垂柳遺跡や埋蔵文化財センターの利活用を進めるとともに、史跡面積のうち残された部分の整備の方向を検討します。また、これらの文化財の保護に努めるとともに、歴史ある祭の伝承や芸術文化活動の促進、文化団体の組織活動の充実に努めます。

5 交流の推進

村民が心豊かな生活を送れるよう、多様な世代や地域内での交流の場の創出に努め、一体感の醸成を図れるよう、地域間・世代間交流事業を推進します。また、むらづくりの主役である村民の積極的な社会参加活動やコミュニティ活動の支援を強化していきます。さらに、青少年問題協議会などの団体と連携し、青少年健全育成の推進を図るとともに、高齢者活動の支援も行っていきます。

6 男女共同参画社会の確立

男女がその能力と個性を互いに尊重しあい、社会のあらゆる分野において性別にとらわれることなく、個性と能力を発揮することができるむらづくりを進めます。そのために、男女の固定的な役割分担意識の改革や共働き家庭の支援など社会的条件の整備、女性の社会活動への参加促進などに努めます。

第4節 保健・医療・福祉の充実

少子高齢化の進展に伴い、子どもから高齢者まですべての村民が健康で安心して暮らせる社会を目指し、介護保険などの各種制度の運用を推進するとともに、保健・医療・福祉・介護が連携した取り組みを進めていきます。

また、次代を担う世代を育み、安心して子育てができるよう様々な施策を展開するとともに、人々のつながりをお互いが大切にし、「住んでよかった」とすべての人が言えるような、人に優しい環境づくりを進めます。

1 保健・医療の充実

村民一人ひとりに自らの健康に対する意識を醸成し、健康の維持・増進や疾病の予防、早期発見に努め、村民の健康を守ります。また、ライフステージに合わせた主体的な健康づくり活動を促進します。

さらに、高齢者の要介護状態への移行を予防するため、各種の事業を展開します。救急医療については、近隣市の一次・二次救急医療体制の確立と維持運営に、また、三次救急は弘前大学医学部附属病院高度救命救急センターの運営を支援し、村民のため安全・安心な救急医療体制の確立に努めます。さらに、保健・医療・福祉の関係部署との連携を深め総合的な推進体制の充実を目指します。

2 地域福祉の推進

年齢、性別、障害の有無等に関わりなく、すべての人が自身の尊厳を保ち、地域社会の中でお互いに認め合い、支え合って、楽しく暮らしていける社会の創出を目指し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、助け合い・支え合い活動を促進します。

そのため、村民の福祉に対する理解を求め、ボランティア活動の促進を図るとともに、関係団体

の支援と連携を促進し、地域福祉活動の整備に努めます。

3 高齢者福祉の充実

高齢者が豊かな人間関係のもとで、心身ともに健康ではつらつと暮らしていけるよう、介護予防、生きがいづくりの支援や、生活支援の積極的な展開を図ります。また、高齢者福祉計画に基づき介護サービスの基盤整備や質の向上を図るとともに、高齢者の日常生活と家族の介護負担の軽減に向けた支援の充実を目指します。

4 児童福祉の充実

次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育ち、安心して子どもを生み、育てることができる社会づくりを目指し、保育所保育の充実と保育内容の質的向上を図ります。また、放課後の児童の居場所を確保するため、児童館などの児童福祉施設の機能の充実に努めます。

ひとり親家庭に対しては、医療費助成や各種資金等を斡旋し、自立の援助と福祉の増進を図ります。

5 障害者福祉の充実

障害があっても、住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、ノーマライゼーションの理念のもと、福祉サービスや福祉的就労の支援など、自立した生活への支援強化を図ります。また田舎館村障害者計画を推進するとともに、学習や交流の場の充実やユニバーサルデザインのむらづくりなどに努めます。

6 社会保障の充実

公的年金制度や医療保険制度、生活保護制度等の社会保障制度は、高齢化の進展、社会構造や経済状況の変化等に伴い、ますます重要性を増してきています。そのため、低所得者福祉の充実や国

民健康保険制度の適正な運用、介護保険制度の円滑な推進に努めます。また、国民年金制度の啓発を推進し、村民の受給権の確保を目指します。

第5節 健全な行財政運営

村民のむらづくりに対する参画意識の向上を図るとともに、積極的な情報公開や参加機会の拡充に努め、村民との協働によるむらづくりを推進します。

また、厳しい財政状況に対応するため、これまでの行政改革を時代に適合したものに変革しながら引き続き進めるとともに、状況の変化を見極め、施策を実行できる人材の育成や組織体制の整備に努めます。さらに、複雑多様化する行政諸課題に対応していくために、近隣自治体との広域連携に努め、地域の活性化や行政事務の効率化を一層押し進めます。

1 村民協働による村政運営

村民と行政が協働してむらづくりを進めていくため、行政情報を広く開示し、村民が容易に行政に参画できる機会や条件の整備を推進します。また、行政が村民にとってより分かりやすい存在となるよう、様々な手法や情報媒体を通して、積極

的に情報公開をし、情報の共有化を図ります。「広報いなかだて」についても内容の充実を図ります。

2 効率的な行財政運営

村民サービスの一層の向上と効率的な行政運営を行うため、組織機構や事務事業の見直し、職員の意識改革を図るとともに、人材の育成に努め、政策実現力の向上を目指します。また、民間活力の導入や企業誘致などを積極的に推進し、効果的・効率的な行政運営に努めます。さらに、財政については、安定した自主財源の確保を図るとともに、経常経費の削減や財源の重点的な配分などに努め、健全な財政運営を推進します。

3 広域行政の推進

日常生活や経済活動などの範囲の拡大に伴い、防災や医療、環境など様々な分野で自治体間の広域的な連携による対応が必要となっています。そのため、近隣自治体との連携を一層強化し、地域環境の保全や衛生、医療体制の総合的な整備など、様々な分野で広域連携を推進し、地域の活性化と行政サービス水準の向上と効率化を図ります。

また、「定住自立圏構想」について研究を進め、弘前市を中心とした「定住自立圏」への参加に向けた協議を進めます。

Ⅲ 基本計画

第1節 産業の振興

1 農業の振興

農業を取り巻く環境は、近年、厳しさを増しており、農業従事者の高齢化と後継者不足は大きな問題となっています。また、食生活の多様化や気候変動、価格の低迷などによる農業経営の不安定化、農産物輸入の自由化による競争の激化など厳しい状況に置かれています。

このような中、本村の農業は、平坦で肥沃な土地に恵まれ、米やりんごを中心にトマト、アスパラガスなどの野菜や花卉などの栽培に取り組んでいます。

本村では農業の活性化と担い手の確保に向けて、農地の集約化と認定農業者、集落営農組織の育成・支援に取り組んできました。将来にわたり良質な食料の安定供給と農業が持つ多面的機能が維持されていくためには、意欲ある担い手の育成・確保が課題となっています。

また、農道や用排水路の整備が遅れており、国・県事業として引き続き協議・検討が必要です。

さらに、消費者の食の安全に配慮した自然循環型農業の展開や農地の流動化、農地の保全、施設園芸の推進、安定的な所得の確保、地産地消や食育への取り組みなど、様々な課題への取り組みが求められています。

(1) 農業基盤整備に向けた支援

- ① 農業生産基盤の整備を促進します。
- ② 新規作物の導入、生産技術の支援の充実を図ります。
- ③ 認定農業者協議会の支援の充実を図ります。
- ④ 大型農業機械導入支援の充実に努めます。
- ⑤ 生産組織等経営体の育成支援の充実を図ります。
- ⑥ 国・県に対して農道、用排水路の整備促進を要望していきます。
- ⑦ 環境に配慮した農業支援の充実に努めます。

- ⑧ 女性農業者・高齢者対策支援の充実を図ります。
- ⑨ 農地利用集積の促進を図ります。

(2) 農業後継者の育成・確保

- ① 新規就農者支援制度の確立を目指します。
- ② 経営資金支援の充実を図ります。
- ③ 若い担い手育成対策の支援強化に努めます。

(3) 土地利用型作物の生産振興

- ① 水稻生産の振興
 - ア. 良食味、高品質化による売れる米づくりを促進します。
 - イ. 省力化、低コスト化に向けた、新技術実証と高性能農業機械の導入を促進します。
 - ウ. 環境に配慮した生産活動を促進します。
- ② 大豆生産の振興
 - ア. 生産体制の確立による所得の向上を促進します。
 - イ. 休耕水田を活用した生産拡大による産地化の確立を促進します。

(4) 果樹生産の振興

- ① 園地の改良、わい化改植などによる生産効率の向上を目指した基盤整備を促進します。
- ② ポジティブリスト制に対応した適正な防除対策を促進します。
- ③ 自然災害や市場価格の低迷などに対応し、農業経営安定化に向けた支援の充実に努めます。

(5) 野菜・花卉生産の振興

- ① 県の補助事業を活用し、園地施設（ハウスなど）などの生産施設の整備を促進します。
- ② 県やＪＡと連携し、新規作物の検討・導入による農業所得の向上に向けた取り組みを支援します。

- ③ 県の補助事業を活用し、トラクターや防除機等の導入を進めます。
- ④ 既存及び新規作物の品質向上に努め、高品質化による産地化を図ります。

(6) 農産物加工の振興

- ① 特産品の加工開発を進め、新規加工品のブランド化と販売量の増大を図ります。
- ② J Aや商工会、インターネットなどを通して、販路の確保と拡大に努めます。

2 工業の振興

東北新幹線の新青森駅への延伸にともない、青森県への注目度が増す中、本村の工業は精密機器や縫製、土石・木製品などの製造業を中心に展開しています。平成22年4月現在、工業団地内を含め33社の企業が立地し、827人が就労しており、内108人が地元雇用者となっています。

しかし、工業団地は完売されており空きがなく、新規の工業団地の整備が必要となっていますが、現下の経済不況を考えた時、立地企業があるか懸念されており、積極的な開発には至っていません。そのため、跡地利用に主眼を置き、空き工場や村有財産で工場として活用できる建物等の情報提供を行っていくことが求められています。

また、本村の企業は小規模企業が多く経済動向に左右されやすいため、経営の近代化とともに、経営基盤の強化が必要となっています。さらに、地域資源を活用し、加工品の開発など新たな事業の創出・育成が急務となっています。

(1) 既存企業の育成

- ① 経営基盤安定化に向けた企業内技術ノウハウの高度化や事業化への取り組みを支援していきます。
- ② 国・県の補助制度や融資制度の活用による企業体質の近代化・強化による経営の安定を促進します。

(2) 地域資源を活用した新たな事業の創出・育成

- ① 地域の農産物をはじめとした豊富な資源を活用し、加工による付加価値を生み出す企業の創出と育成に向けた取り組みを支援します。
- ② インターネットなどを活用した地場産品の販路拡大を促進します。

(3) 新たな企業誘致の推進

- ① 新規工業団地造成に向けた検討を進めるとともに、遊休地の情報を把握し、積極的な情報提供に努めます。
- ② 遊休化した工場跡地や村有財産で工場に転用できる土地・建物の情報を積極的に開示していきます。

3 商業の振興

本村の商店は散在しており、既存の小規模事業者は交通手段の発達や人口減少、景気の停滞の中、郊外型大型商業施設などとの競争の激化による売上げの減少・収益性の悪化から脱却できないまま、少子高齢化の進展と後継者不足などにより、商業環境の空洞化を招いています。

今後は高齢化に伴い買い物難民を生まないよう、商店経営の継続と安定化に向けた取り組みが必要です。また、集客力を高めるため「田んぼアート」をはじめとする、イベントや仕組みづくりが求められています。さらに、高齢化社会に対応したバリアフリー化による施設面の整備を促進するとともに、情報提供を進め、村民全体の理解と協力を促進するなど総合的な対応が求められています。

(1) 集客力を高める場の提供

- ① 「田んぼアート」などのイベント開催による集客力の向上を図ります。
- ② 農産物直売所など人々と触れ合える場所やくつろげる場所の提供を促進し、商業環境の整備に努めます。

(2) 商業施設のバリアフリー化への取り組み

- ① 高齢化社会に対応したバリアフリーの進んだ商業施設への取り組みを促進します。
- ② 買い物難民が生じないよう、商業情報の提供や村の商業への理解の向上を図ります。
- ③ 村内での消費拡大に向けた、村民の理解と協力を要請していきます。

4 観光の振興

本村には、約2000年前の弥生時代の水田跡が発見された史跡垂柳遺跡など、有形・無形の貴重な歴史的観光資源があります。近年は観光スタイルが、見る観光から体験型・参加型の観光へと変化してきています。

今後も「田んぼアート」を中心にこれらの資源を有効に活用し、田植えや稲刈り体験などさまざまな観光開発が求められています。また、新幹線の開業を機に本村の歴史的観光資源の認知度の向上を図るため、積極的なPRの展開とともに、広域での観光客の誘致と回遊型観光の確立が必要となっています。

(1) 体験型観光の促進

- ① 「遊稲の館」を中心に弥生水田での田植えや稲刈り体験など各種イベントによる観光の振興を図ります。
- ② 田植え体験ツアーや稲刈り体験ツアー、さらにはりんごの収穫体験ツアーなど、体験型観光の振興に取り組んでいきます。

(2) インターネットなどによる認知度の向上

- ① 観光資源の認知度の向上を目指し、インターネットを積極的に活用していきます。
- ② 村内の観光スポットを容易に確認できるよう観光案内板の設置や公共サインの整備に取り組みます。

(3) 関係団体との連携

- ① 商工会などとの連携による特産品の開発と既存商品の改良を進めます。
- ② 関係団体等と連携し、道の駅いなかだて「弥生の里」やインターネット等を活用し、販売の強化を促進します。

(4) 広域的観光への取り組み

- ① 津軽南地域自治体や津軽地域観光団体事務局連絡会議などと連携し、広域的な観光イベントの開発に取り組みます。
- ② 関係団体と広域的に連携し、モニターツアーや観光マップの作成を積極的に進めていきます。

第2節 都市・生活基盤の充実**1 自然との共生**

恵まれた自然を将来にわたって守るため、自然環境の保全や自然の再生・創造に努めることは重要です。村土は村民固有の資源であり、その利用にあたっては、公共の福祉の観点から、効率的で計画的な土地利用を進める必要があります。

また、生活水準の向上や生活様式の多様化などにより、ごみの排出量が年々増加しており、ごみの排出抑制や広域的なごみ処理対策が大きな課題となっています。そのため、ごみの3R（リデュース＝削減、リユース＝再使用、リサイクル＝再資源化）への取り組みが重要となっており、これからも分別収集の徹底やごみの適正処理など、収集・処理体制の充実が求められています。

さらに、水質の保全や河川の汚濁の防止のため合併処理浄化槽の設置を推進する必要があります。

(1) 計画的な土地利用の推進

- ① 都市計画マスタープランなど各種の土地利用関係法の適切な運用に努め、合理的な土地利用を促進します。

- ② 村固有の恵まれた自然を守り、自然と調和した土地利用に努めます。

(2) 自然保護意識の高揚と環境保全

- ① 都市緑地法による緑地の保全と緑化を推進し、良好な都市環境の形成を図ります。
- ② 良好な景観の形成を図るため、各種手法を検討します。
- ③ 自然環境保持保全意識の高揚を図り、恵まれた自然環境の保全に努めます。
- ④ 広報紙いなかだて等を活用し、環境美化活動や不法投棄物の撤去活動の広報周知を図り、環境保全や美化に対する啓蒙活動を積極的に展開します。
- ⑤ 河川敷の環境美化運動を支援するため、活動費の支援や職員の派遣を行うとともに、支援活動の拡散に取り組みます。
- ⑥ 環境保全型水路整備事業の実施に向けた活動を推進します。

(3) ごみの減量化とリサイクル体制の確立

- ① ごみの3R（リデュース＝削減、リユース＝再使用、リサイクル＝再資源化）に取り組み、ごみの減量化と資源化を推進します。
- ② ごみの排出ルール徹底をあらゆる機会を通じて啓発し、分別排出の徹底を図ります。
- ③ ごみの不法投棄の根絶を目指し、不法投棄監視員や警察と連携し、防止活動に力を入れていきます。

2 道路・公共交通の整備

本村には、弘前市と十和田市を結ぶ国道102号の他、県道110号黒石・藤崎線など7本の県道があり、これらに村道が接続して道路網を形成しており、村民生活をはじめ地域の産業や救急医療などに関して、重要な役割を果たしています。今後とも社会・経済の諸活動及び地域間交流を支える幹線道路の整備とともに、村民生活を支える身近な

道路の整備の推進と維持管理を計画的に進める必要があります。

公共交通は、鉄道ではJR川部駅と私鉄の田舎館駅の2駅があり、バスでは弘前～黒石線や弘前～豊蒔・高田～黒石線、弘前～黒石～大川原線、黒石～川部線の4路線があります。今後もJR奥羽本線の完全複線化を要望していくとともに、バス路線の維持に努める必要があります。

(1) 道路の整備

- ① 長期未着手の都市計画道路については、諸般の検証を行い、計画の継続、検討、廃止などの見直しを推進します。
- ② 幹線道路は交通量の増大に伴い舗装の損傷が目立ってきているため、舗装補修などきめ細かな管理に努めます。また、未改良路線の整備も推進します。
- ③ 国道や県道についても、積極的な整備促進を要望し、村民生活の安全確保を図ります。
- ④ 通勤・通学時の村民の安全を確保するため、早期の歩道整備に努めます。
- ⑤ 農業生産活動や農産物流通などのため、要整備箇所を確認し、今後も引き続き事業化に向けた予算化に努めます。

(2) 公共交通機関の整備促進

- ① 通勤・通学者や観光客の利便性を高めるため、また、東北新幹線の全線開通効果を高めるため、青森・弘前間の完全複線化を引き続き要望していきます。
- ② JR川部駅の利用促進と利便性向上を図るため、民間活力の活用も含めた川部駅周辺への駐車場等の整備を検討していきます。
- ③ 路線バスの維持に向け積極的な利用を促進するとともに、路線バスに代わる公共交通手段の研究を進めます。

3 住まいを取り巻く環境の整備

快適で安心して暮らせる住環境の整備は、減少する人口問題に対処し定住促進を図るために重要な要素となります。今後も、定住促進に向けた取り組みを推進するとともに、既存住宅の耐震化への支援を検討することが求められています。集会施設についても適切な維持管理を進めていく必要があります。

上水については安定供給が確保されているため、今後は、100%の水道普及率を目指した啓発に努める必要があります。また、上下水道施設は、必要関係事業は終了しているため、今後は適切な維持管理に努めることが求められています。

公園や河川の整備については、史跡垂柳遺跡周辺の整備を進めるとともに、公園・広場の利活用を進めることが求められています。河川については多面的な活用に努める必要があります。

(1) 住宅・宅地、集会施設の整備

- ① 定住促進を図るため、空き家や空き地の実態調査を踏まえた需要実態調査と整備を進めるとともに、住宅建設支援策を検討していきます。
- ② 地震災害に備えるため、既存住宅の耐震改修補償制度や村独自の助成制度を検討します。
- ③ 集落施設については、全集落に確保されていますが老朽化が進んでいることから、今後の維持管理について検討を進めていきます。

(2) 上下水道の整備

- ① 上水は、津軽広域水道企業団から安定的に供給されており、水道普及率も97.0%ですが、100%を目指して啓発に努めます。
- ② 水道施設の老朽管更新事業は完了していることから、水資源の有効利用を図るため、

施設の維持管理に努めます。また、将来の更新計画を検討していきます。

- ③ 公共下水道整備はほぼ完了しているため、経営状況の改善と適正な維持管理に努め、施設の長寿命化を図ります。また、将来の更新計画を検討していきます。

(3) 公園・河川の整備

- ① 史跡垂柳遺跡の周辺整備を推進し、観光客をも含めた憩いの空間としてさらなる活用に努めます。
- ② 村内の公園や広場の整備を進め、安全・安心空間を創造し、村民の健康増進とレクリエーションの場としての利活用を促進します。
- ③ 河川は村民の憩いの場であり、親水空間であることから、自然を満喫できるよう多面的な利活用を促進していきます。

4 雪対策

冬の村民の安定した生活を確保するための雪対策は、本村にとって重要な課題です。

豪雪による公共交通機関への影響も大きいことから、生活道路や通学路、歩道の除雪を確実に進めていきます。

また、屋根の雪降ろしや敷地内の除雪、さらには、道路除雪後の玄関前や車庫前の置き雪を取り除くことは、高齢者や障害者などにとって困難になっています。そのため、除雪作業が困難な方への支援には、互助・共助である近所の助け合いやボランティアによる支援、さらには、行政が行う除雪などが必要であり、今後も互助・共助・公助による雪対策の実施が求められています。

本村では、将来のむらづくりを考える上で雪対策は大きな課題ですが、消融雪施設などの整備を進めるとともに、冬のイベントの充実を図るなど快適な雪国生活を楽しむ機会の充実が求められています。また、雪の資源エネルギー化に向けた研

究にも取り組む必要があります。

(1) 冬期交通の確保と除排雪体制の強化

- ① 安全で快適な交通環境を確保するために、委託などによる除排雪委託工区を拡大します。
- ② 除排雪に必要な機械の安定的な確保・供給に努めます。

(2) 消融雪施設の整備促進

- ① 機械除雪が困難な区間などでの消融雪施設の整備・推進に努めます。
- ② 消融雪施設整備の原資の確保と水源・流末の確保に努めます。

(3) 官民一体の雪対策への取り組み

地域住民と一体となった歩道除雪を行うため、歩道除雪機械をボランティアをはじめ地域住民に貸与します。

(4) 雪国生活を楽しむ機会の充実

冬期のスポーツの普及や健康づくりの推進のため、冬のイベントや雪に親しむ事業への支援を行います。

(5) 雪のエネルギーとしての利活用

雪を資源エネルギーとして利用するための調査研究を推進します。

5 安全・安心の確保

ライフスタイルの変化により災害や事故は複雑・多様化し、日常生活での危険性も増大しています。こうした中、行政が村民の生命や財産を災害や犯罪、交通事故などから守るという責務は、ますます増大してきています。

そのため、防災・消防機材等の整備、正確で迅速な災害情報の収集や伝達システムの構築、道路と災害復旧体制の整備など総合防災体制の確立を

図る必要があります。

また、消防については、広域消防や消防団との連携を強化するとともに、消防団員の確保と資質の向上を図り、さらには、村民の防火意識の啓発普及に努めることが求められています。救急は、近隣の医療機関との救急医療体制の確立と連携の強化を図る必要があります。

交通安全・防犯については、交通安全施設や防犯施設の整備を推進するとともに、交通安全意識や防犯意識の高揚に努める必要があります。

(1) 防災対策の強化

- ① 自主防災組織の結成を図り、防災資材を譲与するとともに、自主防災組織の育成・指導に努めます。
- ② 消防水利未充足箇所への計画的な整備を進めるとともに、小型動力ポンプ付積載車の更新を計画します。
- ③ 災害情報通信システム・地域防災無線システム及び無線同報装置の強化を行うとともに、コミュニティFM放送、マスメディアを活用するなど、災害情報の収集・伝達体制を充実します。また、危機管理・防災体制の構築に向けて職員を対象に研修会を開催します。
- ④ 災害発生時における現地状況の確認、関係機関との連絡及び道路利用者への情報提供など、迅速な復旧活動を行うための体制の整備を進めます。

(2) 消防救急体制の強化

- ① 消防団員に対して、各種研修や訓練により、消防活動能力等の資質の向上を図るとともに、消防団員の確保に努めて消防団の活性化を推進します。
- ② 子ども、高齢者、障害者等を対象とした防火教室や村民防火研修を開催するなど、防火意識の高揚を図ります。

- ③ 婦人防火クラブや幼年消防クラブなどの活動を支援するとともに、地域の防災リーダーを育成します。
- ④ 村民を対象に応急手当の普及・啓発に努め、救命率の向上を図ります。
- ⑤ 救急車の利用のあり方などについて、村民に対する周知・啓発活動を強化します。
- ⑥ 救急隊到着までの間に村民が適切な処置をおこなえるよう、AEDの研修などを含め、応急手当の普及啓発を推進します。
- ⑦ 救急医療体制については、南黒医師会との応援協定を含め、近隣の救急医療機関との連携強化を図ります。

(3) 交通安全対策の強化

- ① 村内保育園・小・中学校、老人クラブなどを対象に交通安全教室を開催します。
- ② 交通安全運動を推進し、運転者、歩行者などの道路利用者の交通安全意識の高揚を図ります。
- ③ 各種広報活動により、村民の交通安全意識の啓発を図ります。
- ④ 自転車・歩行者道、交差点改良など交通安全施設の整備を推進します。また、児童を交通事故から守るため、スクールゾーンなどの安全対策を強化します。

(4) 防犯対策の強化

- ① 村民一人ひとりの防犯意識の向上と防犯行動の促進、駐在所や防犯関係者との連携をもとに広報紙等を通じて村民の防犯意識の高揚を図ります。
- ② 地域ぐるみの暴力追放運動や青少年の非行防止活動をはじめ各種防犯活動に努めます。
- ③ 村民の自主的な防犯活動への取り組みを目指し、各部落会などが自発的に活動できる環境づくりを積極的に進めます。
- ④ 青色防犯灯の整備を重点的に進め、村民の

犯罪被害の防止及び通学の安全確保を図ります。また、「子ども110番の家」等の設置を支援します。

6 情報化への対応

情報通信技術（ICT）の進展は著しく、社会のあるゆる分野で必要とされ、情報の共有化や通信手段の多様化が進む一方で、適切な利活用が求められています。

インターネットを活用して、施策に関する情報など様々な行政情報を提供するとともに、村民が自ら参加できる体制の構築が求められています。

また、村民の快適・便利な暮らしを確立するため、証明書の申請や公共施設の予約など情報化への環境づくりも必要です。

さらに、コミュニティFM放送を活用し、広報や災害時の情報などを提供するとともに、本村の情報を他地域に居住する人々に発信し、イメージアップと産業等の活性化につなげていくことも必要です。

(1) 行政事務の電算化と庁内LANによる情報化

- ① 村民サービスのための戸籍事務の電算化を検討していきます。
- ② 全職員に配置されているパソコンの更新に向け、コスト削減を含む新たな管理運営体制を構築します。

(2) コミュニティFM放送の有効活用

本村のエフエムジャイゴウェーブに要請し、村民及び近隣市町村居住者にイベント情報や行政情報などを発信していきます。

第3節 教育・文化の振興

1 学校教育の充実

社会的に、少年犯罪の凶悪化やいじめ、不登校、教職員のストレスによる様々な問題が大きく取り上げられています。また、登下校時の犯罪被害も懸念されるため、社会全体で子どもを見守る体制づくりが必要です。

国においては、「ゆとり教育」の見直しや、人事や学級編成に関する市町村の権限の拡大など、教育改革の検討がなされており、今後は、こうした教育改革に迅速に対応しながら、「生きる力」の育成を図る教育をさらに充実していくことが重要です。そのためには、教職員の指導力の向上や地域に開かれた学校づくり、発達障害児等への特別支援教育の充実、いじめ・不登校への対応、「生きる力」を育む食育への取り組み、教育施設・設備の充実などに努めていくことが求められています。

平成23年4月に予定される小学校の統合については、統合された生徒の足を確保するため通学バスの運行が必要です。また、旧小学校区の児童館、児童クラブは存続されたため、通学バスの運行も必須となります。

(1) 確かな力のつく学校教育の推進

- ① 道徳性を重視し、友情、思いやり、協調性を育てながら、豊かな心の教育に努めます。
- ② 様々な体験学習を通して、自主性や自立心の助長を図り、生き方を身に付けることができる指導の工夫に努めます。
- ③ 一人ひとりが持っている良さを認め、励まし、確かな学力の醸成や健やかな体の育成、食育の推進を図るとともに、個性を伸ばす生徒指導に努めます。
- ④ 発達障害児等の特別支援教育の充実やいじめ、不登校への対応などに積極的に取り組みます。
- ⑤ 史跡垂柳遺跡と地域文化について理解を深

め、その伝承に努めます。また、異なった文化や習慣を持つ人々との交流活動を進めます。

- ⑥ 教師としての人間性を磨き、指導力を高める研修を実施します。
- ⑦ 学校や地域の特色を活かした創意工夫された教育の実践に努め、自己評価や関係者評価の実施・公表を通して開かれた学校づくりに努めます。

(2) 教育施設の整備

- ① 中学校校舎や体育館の改築は終了していることから、今後は施設の維持管理充実に努めます。
- ② 小中学校のパソコンは更新を終了したことから、今後は機器の維持管理・有効活用に努め充実に努めます。
- ③ 障害を持つ児童の入学に伴い、安全面、使用面に配慮した施設の整備と維持管理に努めます。

2 生涯学習の充実

村民がその生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、またその成果を適切に生かすことのできる社会の実現が求められています。継続的な学習へのニーズに応えられる環境整備、すなわち学ぶ機会の充実とその成果を生かせる環境づくりが必要です。

また、村民が心の触れ合いを深め、生涯にわたって自己の啓発と向上を目指し、健康で生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会をつくることができるよう、家庭、学校、行政の連携のもと、一人ひとりの学習と社会参加を実現する社会教育を目指す必要があります。

(1) 生涯学習推進体制の整備

- ① 生涯学習推進協議会の設立を検討し、生涯

学習に対する体制整備に努めます。

- ② 「村おこし推進協議会」を軸として、各関係団体の連携により、生涯学習推進体制の確立に向けた協議を行います。

(2) 各種教養講座・自主事業講座の開設

- ① 村民のニーズを引き出し、事業の開設時期、事業内容などを広報し事業の周知徹底を図ります。
- ② 各種講座の受講生が自主グループとして、自主講座を開設し、地域や学校でボランティアとして活動できるよう育成・支援します。

(3) 幼児から高齢者までの英語教室の開設

村民が豊かな国際感覚を身に付けるためにも、開設時期や事業内容等の要望を集約しながら、事業を進めます。

(4) 一般・児童図書の整備充実

- ① 中央公民館図書室の図書の充実に努め利用者の増員を図ります。
- ② 子どもの読書活動の環境を整えるためにも、毎年度の図書購入費用の維持に努めます。

3 生涯スポーツの振興

スポーツ、レクリエーションに対する需要が高まる中、本村では、様々な健康づくりのための施策を展開してきました。しかし一方で、日常生活が便利になった反面、運動不足による体力の低下や、メタボリック症候群等が問題になっています。

今後、村民の多様なニーズが想定されるため、指導者や団体の育成、大会の充実を図るとともに、参加しやすい仕組みをつくるため、講座内容や開催日時・方法などを工夫し、各種活動の活性化とスポーツを通じた多世代交流が求められています。

(1) スポーツ指導者の養成と資質の向上

- ① 地区・県の研修会へ指導者を派遣し、地域スポーツ指導者の養成と資質の向上を図ります。
- ② 各競技別に、その専門となるスポーツ指導者の研修機会の創設を検討します。

(2) 体育施設の活用

- ① 村内の学校体育施設を含めたすべての体育施設を積極的に開放します。
- ② 関係体育施設の開放により、広く村民のスポーツ振興に努めます。

(3) 村民の健康づくりの推進

- ① 生涯にわたって生きがいと満ち、健やかで活力のある生活を送るため、スポーツ講習会や各種大会等を開催します。
- ② 健康に対する村民の意識の高揚を図り、健康づくりの推進に努めます。

(4) レクリエーション活動の推進

- ① 村民が一体となり、スポーツ・レクリエーションを通して、体力づくりや村民の親睦を図ることを目的として、村民体育レクリエーション大会を引き続き開催します。
- ② 婦人会やPTA会員の親睦のために、体育指導委員を派遣し、スポーツ大会の支援をし、スポーツ・レクリエーションの普及に努めます。

4 遺跡の活用と文化の伝承

本村には、後世に守り伝えるべき歴史があります。中でも史跡垂柳遺跡は、弥生時代中期の遺跡で656枚もの水田跡が発見され、東北北部の当地で稲作が約2000年前に行われていたことを証明しました。古くから稲作が営まれてきた北方稲作文化発祥の地の利を活かし、歴史と伝統の継承が求められています。また、多様な芸術、文化に接す

る機会を提供し、村民一人ひとりの意識の高揚を図り、総合的な文化行政を推進する必要があります。

(1) 史跡垂柳遺跡の調査・保存・保護・整備

- ① 史跡条件の3大要素である住居跡と生産域の確認ができていますので、残る墓域の発見に努めます。
- ② 保存・保護・整備が遅れていた遺跡の11.2ヘクタールについては、「史跡垂柳遺跡整備計画検討委員会」で基本計画・実施計画を策定していきます。

(2) 埋蔵文化財センターと稲遊の館の周知・活用

- ① 埋蔵文化財センターと稲遊の館の存在をPRし、諸事業を実施することによって周知・活用を図ります。
- ② 埋蔵文化財センターと稲遊の館の連携を強化し、情報発信力を高めていきます。
- ③ 小学校の授業で、史跡垂柳遺跡などに関する学習を行い、郷土の歴史や文化、民俗芸能・伝統芸能を学ぶ機会を増やすことを検討していきます。

(3) 伝統文化の継承

- ① 垂柳獅子踊やカパカパと福俵、ポーノ神などの継承と後継者の育成に努めます。
- ② 伝統文化の保存・継承を図るため、村の助成のあり方を検討していきます。
- ③ 稲作に関係した道具や民具などの収集物を博物館で公開していきます。
- ④ 田舎館村やこの地方に伝わる昔話の収集と継承に努めます。

5 交流の推進

生活環境や成り立ちの異なる地域との交流は、他地域との対比を通して、村民に本村を見直すきっかけをつくるとともに、新たな視点に立った

むらづくりを推進するためにも重要なことです。

明るく活発なむらづくりや豊かな人材育成のために、地域間・世代間交流の積極的な展開が求められています。また、地域住民のふれあいを大切にし、自主的なコミュニティ活動ができる組織づくりや人づくりの支援も必要です。

(1) 交流活動の推進

- ① 小学校6年生を対象に地域の人材を活用し、稲わらを素材とした「祝い亀」の製作を通して、世代間交流を図ります。
- ② 村民体育レクリエーション大会などの開催を通して、各地区の幼児から高齢者までの世代間交流と親睦を図ります。

(2) ふれあい活動の推進

- ① 地域づくりのため、村内5地区団体連絡協議会への委託金及び社会教育団体への活動補助金の交付を継続します。
- ② 青少年問題協議会や青少年健全育成推進員、村内声かけリーダー、学校教職員等の連携による、朝のあいさつ運動、村内公園・広場の巡回等の事業を引き続き実施します。
- ③ 高齢者が生きがいのある生活を送るためにも、白寿大学事業の支援を引き続き行っていきます。

6 男女共同参画社会の確立

男女共同参画社会とは、一人ひとりが自らの意思で、性別にとらわれず、多様な人生が選択できる社会です。誰もが人権を尊重され、その人らしく伸びやかに生きられる社会を目指して推進されなければなりません。しかし、男性が優位に立ち女性がそれに従うべきであるという社会通念は、未だ解消されておらず、女性に対する人権侵害の背景となると同時に、男女双方にとって自分らしく生きることを困難にする要因にもなっています。

今後は、男女がお互いに人権と能力を尊重しな

がら社会的責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる社会を実現するため、女性が社会参加しやすい環境づくりを進める必要があります。また、女性に対する暴力の根絶に向け、啓発活動の充実が求められています。

(1) 男女共同参画社会の推進

- ① 人権を尊重する社会づくりを積極的に推進します。
- ② 性別による男女の役割の固定化を解消するために、男女共同参画の視点に立った家庭、職場、学校、地域などの社会づくりを推進します。
- ③ 村民一人ひとりの人権が尊重され、男女が生きいきと心豊かに生活できるよう意識啓発を推進します。

(2) 女性に対する暴力の防止

- ① 女性に対するあらゆる暴力を根絶、予防するために、広報や講演会などの啓発活動を推進します。
- ② 家庭内暴力（ドメスティック・バイオレンス）については、関係機関と連携して、被害者支援に努めます。

第4節 保健・医療・福祉の充実

1 保健・医療の充実

わが国は、医学の進歩と生活環境の向上などにより、平均寿命を急速に伸ばしてきましたが、一方では、運動不足やストレス、食生活の変化などにより生活習慣病が増加するとともに、若年化が進んできており、特にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に対する予防が急務となっています。そのため、食生活の改善をはじめとした食育への取り組み、健康教育や健康相談、食生活改善指導などの一次予防に主眼を置いた事業を効果的に実施していく必要があります。

医療を取り巻く状況も、急速に進む高齢化や疾病構造の変化などにより日々変化しており、村民の医療に対するニーズも多様化、高度化しています。高齢化に伴い医療需要がますます高まるなか、身近な地域で安心して医療が受けられる体制を確保するとともに、近隣の医療機関との一層の連携強化を図っていくことが求められています。

(1) 村民自らの健康づくりへの支援

- ① 「健康いなかだて21」計画に基づき、保健協力員会や食生活改善推進員会等の地区組織と連携し、「自分の健康は自分で守ろう」という意識の高揚を図ります。
- ② 生涯学習や生涯スポーツ分野と連携し、健康づくりやスポーツの講座の充実を図り、健康づくりの実践を促進します。
- ③ 健康の維持・増進や疾病の予防・早期発見、さらには生まれてくる子どもたちの健やかな成長のため、食育の推進と乳幼児から高齢者までの保健サービスの充実を図ります。

(2) 生活習慣病予防対策の強化

- ① 特定健診やがん検診の受診率の向上を図るとともに、禁煙や肥満、糖尿病対策を充実・強化していきます。
- ② 特定健診後の特定保健指導を積極的に展開し、一人ひとりが、バランスの取れた食生活、適度な運動習慣を身に付けるよう指導し、予防の強化を図ります。

(3) 介護予防の推進

- ① 一次予防事業として、介護予防のための正しい知識の普及や意識の啓発を行います。
- ② 二次予防事業として、要介護状態等になる恐れの高い方を特定し、通所型介護予防事業を実施して、要介護状態になることを未然に防いでいきます。
- ③ 関係団体との協働に努め、介護予防のため

の指導や講座などの充実を図ります。

- ④ シルバー人材センターやボランティア活動の積極的な活用により、高齢者自身が社会の担い手として積極的に参加できる仕組みづくりを進めます。

(4) 救急医療体制の充実

- ① 一次・二次救急医療については、近隣市が運営する救急医療体制の確立と維持を支援し、村民が安心して暮らせるよう救急医療の充実に努めます。
- ② 三次救急については、弘前大学医学部附属病院が運営する高度救命救急センターを支援し、村民が高度で専門的な医療を受けられるよう努めます。

2 地域福祉の推進

少子高齢化の進展とともに、地域住民相互のつながりが希薄化してきています。このため、高齢者や障害者などの生活上支援を要する人々が、住み慣れた地域でその人らしい生活を送れるような、地域社会を基盤とした福祉の推進が求められています。それぞれの福祉サービスの充実と共に、地域住民一人ひとりの地域福祉の体制づくりを確立する必要があります。

この地域福祉を推進するためには、村民が担い手として積極的に参加することが重要です。本村では、部落役員、民生委員、老人クラブなどが活動しており、高齢者の孤立や閉じこもりなどを予防し、住み慣れた地域で生きいきと暮らしていくためのサポートを行っています。今後、ボランティア活動に対する村民の理解を高めるとともに、ボランティア団体の育成強化を図ることが求められています。

(1) 村民の福祉意識の高揚

- ① 村民の福祉に関する意識の高揚を図るため、広報活動やイベントなどあらゆる機会を通

して、普及啓発活動を展開していきます。

- ② 福祉に対するところを幼少の頃から育むため、保育・幼児教育の中で取り組むとともに、学校教育、社会教育を通して一貫した福祉教育を推進します。

(2) 社会福祉協議会の支援・強化

- ① 地域福祉の中心的な推進組織である社会福祉協議会に対して、引き続き財政的な支援を行っていきます。
- ② 組織や機能の強化・充実を図るとともに、他のボランティア団体などとの連絡調整が可能な組織体制を構築するため、様々な支援を行っていきます。

(3) 相互に協力しあう地域社会の形成

民生委員や赤十字奉仕団、ほのぼの協力員など地域で福祉活動を行っている村民が、相互に協力し、地域で孤立することの無いような社会の構築を目指します。

(4) 保健・医療・福祉の連携強化

- ① 厚生課環境衛生係、福祉係、介護保険係、地域包括支援センター、在宅介護支援センターが、定期的に地域ケア会議を開催し、連携体制の強化に努めます。
- ② 個別ケース会議等により、関係機関・団体のさらなる連携の強化を図ります。

(5) 福祉のむらづくりの推進

- ① 既存事業を活用し福祉を意識したむらづくりを進めます。
- ② 田舎館村老人福祉センターや田舎館村老人憩の家、田舎館村ふれあいセンターの温泉をはじめとする諸施設を活用し、福祉のむらのイメージづくりに努めます。

3 高齢者福祉の充実

介護保険制度の施行から10年が経過し、平成27年（2015年）にはすべての団塊の世代が65歳に到達し、高齢化はますます進展します。

このような超高齢社会にあって、高齢者がいくつになっても、生きいきとゆとりを持って生活し、支援や介護が必要になっても住み慣れた地域で、心のふれあいや支え合いの中で安心して生活できるような社会の構築が求められています。

本村においても、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域全体で高齢者やその家族を支えるむらづくりに努めていく必要があります。

また、高齢者が健康を保持し、要介護状態にならず、自立した生活を送れるよう、在宅での家族介護者の支援などに努めるとともに、社会参加や交流活動など様々な生きがいづくりが必要です。

平成18年度に創設された地域包括支援センターでは、保健師を中心に介護予防事業を展開しており、今後さらに、積極的に展開していく必要があります。

（1）ゆとりある生活の創造

高齢者の精神的・肉体的ケアによるゆとりある生活を創造するため、60歳以上の村民を対象に村内3温泉施設を無料提供しておりますが、対象年齢等の見直しも検討しながら優遇措置が受けられるよう努めます。

（2）生きがい対策の推進

- ① 高齢者が地域のイベントや老人クラブ活動などに参加し、生きがいを持って暮らせるよう、社会参加に対する支援に努めます。
- ② シルバー人材センターを通して働く場を確保し、生きがいの創出に努めます。
- ③ 文化活動やボランティア活動を通して、世代間交流など、多様な交流機会の創出に努

めます。

（3）施設福祉・在宅福祉サービスの充実

- ① 介護を必要とする方が、安心して生活できる環境整備に努めます。
- ② 社会福祉協議会をはじめとする介護サービス事業者に要請し、在宅福祉サービスの充実を図り、在宅においても安心して生活できる環境を整備します。

（4）介護サービスの充実

- ① 介護を必要とする高齢者が適切な介護サービスを受けることができるよう、介護サービス事業者と連携しながら、官民による介護サービスの充実を図ります。
- ② 各種介護保険サービスを充実するとともに、予防に重点を置いた居宅介護サービスの展開を図ります。
- ③ 介護・保健・医療・生活支援サービスや地域の助け合いなどが、継続的かつ総合的に提供できる支援体制の整備に努めます。
- ④ 地域包括支援センターを中核として、介護予防、権利擁護、相互相談などの様々な支援を提供する体制づくりを推進します。

（5）家族介護の軽減

- ① 家族介護の軽減を図るため、地域包括支援センターの機能を充実させ、地域におけるネットワークづくりを進め、地域全体で高齢者を支え合うケア体制の整備・充実に取り組めます。
- ② デイサービスやショートステイなどのサービスの充実を図り、家族の介護負担の軽減に努めます。

4 児童福祉の充実

近年の経済状況の悪化や社会構造の変化による保護者の就業形態の多様化、長時間勤務などに伴

う保育時間の延長や一時預かりなど、様々な保育ニーズへの対応が求められています。また、女性の就労意欲は今後もますます高まることが予測されることから、子育てと仕事が両立しやすい就労環境づくりや保育環境づくりが求められています。

放課後の子どもの居場所については、年齢が異なる友達との遊びや、遊びを通して仲間づくりができるよう、児童館1館と放課後児童クラブ2か所があり、児童の健全育成を図っていますが、小学校統合後も引き続き円滑に運営されることが求められています。

ひとり親家庭については、特に母子家庭は精神的にも経済的にも不安定なことが多くみられるため、自立のための支援の必要性が高まっています。

(1) 児童福祉の充実

- ① 保育所保育は多様化する保育ニーズに対応し、延長保育や休日保育、一時預かりなどを引き続き実施していきます。
- ② 今後も、子育て世代の保育ニーズを的確に把握し、可能な限り、保育ニーズに対応したサービスの提供を検討していきます。
- ③ 保育所園児の地域の祭や行事等への参加を通して、様々な交流を行っていきます。また、保育所のイベント等へ地域住民や高齢者を招待し、保育所の地域への開放を行っていきます。
- ④ 児童館や放課後児童クラブについては、保護者のニーズに合った運営が可能な限り出来るように努めます。
- ⑤ 思春期の子どもに対する正しい知識の普及啓発や、心の健康相談などの充実を図るとともに、保健、医療、福祉、教育関係者の連携を一層強化し、家庭・学校・地域における支援システムの構築に努めます。

(2) ひとり親家庭等の対策の充実

- ① ひとり親家庭に対して児童扶養手当を支給

し、自立に向けた支援を行います。

- ② ひとり親家庭等に対する医療費助成事業により、経済的負担を軽減し、福祉の増進を図ります。
- ③ 各種機関で実施している母子、寡婦に対する各種資金等を紹介・斡旋するなど、経済的支援と自立に向けたサポートに努めます。

5 障害者福祉の充実

障害者支援については、平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、身体障害者、知的障害者、精神障害者への一元的なサービス提供方式の導入や施設から在宅中心のサービス体系への移行など大きな制度改革が行われました。

本村では、障害者基本法に基づき平成20年度に「田舎館村障害者計画」を、同時に障害者自立支援法により策定が義務付けられている「田舎館村障害福祉計画」を策定しました。これらの計画のもと、障害があっても住み慣れた地域で自立し、安心して生活できる地域社会づくりを目指して、村と関係機関が連携して様々な取り組みを展開しています。

こうした状況に対応しながら、利用者一人ひとりのサービス利用計画に基づいたきめ細かな支援を推進することが求められています。

(1) 総合的な療育体制の確立

- ① 健康診査の受診率を高め、事後指導を充実させることにより、生活習慣病から重症化し、障害者になるケースを減少させるよう啓発に努めます。
- ② 近年増加傾向にある精神障害者については、重症化する前の相談体制を強化し、早期に社会復帰できる体制を整備します。

(2) 相談・介護及び指導体制の充実

担当地区の保健師による相談体制を整備するとともに、障害者自立支援法に基づく相談・介護に

ついて障害程度に応じた支援を実施します。

（３）障害者の自立への支援活動

- ① 障害者自立支援法に基づき、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」により、個々の障害程度に応じた支援を展開します。
- ② 障害者の一般雇用や福祉的就労を推進するとともに、就労の支援を行います。

（４）障害者の社会参加の促進

- ① 「自立支援給付」による「訓練等給付」や「地域生活支援事業」を活用し、地域生活に向けた支援や、自立した日常生活・社会生活に向けた訓練など障害者の社会参加に向けた支援を行います。
- ② 地域社会の一員としての意識を確立し、障害者の主体的な地域活動への参加を促進します。

6 社会保障の充実

低所得者世帯は、社会的に弱い立場にあることが多く、経済的に自立できるように、民生委員・児童委員などと連携しながら、実態と要望を的確に把握し、適切な指導・援助を行っていく必要があります。

また、わが国の医療保険は、職域に応じ、事業所等で働く方のための健康保険、自営業の方などのための国民健康保険などがあり、村民の健康管理と健康増進に大きく貢献し、重要な役割を果たしています。しかし、高齢化の進展などにより、医療費は増加の一途をたどっており、国民健康保険の財源は厳しい状況にあります。

今後は、国民健康保険税の収納率の維持・向上を図るとともに、被保険者の健康づくりによる疾病の予防と医療費の適正化が求められています。

介護保険制度については、平成12年度に高齢者を社会全体で支える仕組みとして導入されました。しかし、急増する給付費の抑制やサービスの質の

確保などの課題が顕在化しており、平成18年4月から予防重視の理念に基づく制度改正が実施され、新予防給付、地域支援事業などが導入されました。

今後も、介護予防の充実などにより給付費の削減を行いながら、制度の安定化に努めることが求められています。

また、平成20年度から始まった後期高齢者医療制度については、実施主体である青森県後期高齢者医療広域連合と十分な連携を図りながら、加入者の利便性を高めることが必要です。なお、今後予想される制度改正については、関係機関と連携した対応が求められています。

国民年金制度については、全国民共通の基礎年金の導入など、老後をはじめ、障害や死亡の場合の生活の支えとして大きな役割を果たしてきました。保険料の収納事務は国が行っていますが、国民年金の老齢基礎年金受給手続きや、減免の相談、申請の受理、年金事務所へつなぐ進達事務などは村が行っています。

今後も、国民年金被保険者となる村民の正確な把握と、国民年金制度への理解を広めることにより、村民の受給権の確保に努めていくことが必要です。

（１）低所得者福祉の充実

- ① 生活保護の決定及び実施に当たっては、他法他施策の優先活用が前提となっているため、生活保護の相談の中で、社会保障制度や福祉資金貸付制度を説明し、その活用を図ります。
- ② 民生委員・児童委員や社会福祉協議会と連携し、きめ細かな相談支援機能の充実を図ります。
- ③ 介護保険制度を利用する生活困窮者に対して、利用料を減免することにより、介護サービスを受けながら安心して生活できる環境を整備します。

(2) 国民健康保険制度の適正な運用

- ① 特定健診・特定保健指導の推進により被保険者の健康増進を図ります。
- ② 定期的な税率等の見直しや口座振替の推進、ジェネリック医薬品の普及に努め、国民健康保険財政の健全化を図ります。
- ③ 医療費適正化を推進し医療費を抑制するとともに、保険税の滞納対策の強化等で適正な財源の確保に努め、国民健康保険税制度の適正な運用を図ります。

(3) 介護保険制度の円滑な推進

- ① 介護保険料滞納者は利用時期や給付の制限を受けることになるため、十分な制度の理解に努め、保険料の収納向上を図ります。
- ② 困窮者に対しては納付相談しやすい環境を整えるなど、収納意欲の向上を目指す取り組みを進めていきます。
- ③ 公平で透明性の高い認定事務のさらなる実現のために、要介護認定の平準化事業を充実させます。
- ④ 介護サービス事業者の質の向上を図り、日頃から接している従事者等による適切なサービスの提供・説明を、利用者や家族等に十分できるよう広く情報の提供等に努めます。

(4) 後期高齢者医療制度の円滑な推進

- ① 青森県後期高齢者医療広域連合との連携を図り、窓口・相談業務に対応します。
- ② 後期高齢者医療制度の安定した運営のために、保険料の収入を確保します。
- ③ 今後予想される制度改正については、関係機関と連携し対応します。

第5節 健全な行財政運営

1 村民協働による村政運営

地方自治体は、地方分権の時代を迎え、様々な分野で村民と行政との協働によるむらづくりの必要性が高まっています。

村民参加の基本となる広報・公聴活動については、「広報いなかだて」を定期的に発行しているほか、村ホームページを活用したりアルタイムの情報提供も行っています。

また、村民の知る権利を保障するため、田舎館村情報公開条例を平成14年度から施行し、さらに、議会についても、「広報いなかだて」の中で質疑の概要を伝えており、議会情報を積極的に発信しています。

村民の村政への参加については、行政が策定する各種計画への村民委員の公募を進めるとともに、パブリック・コメントの実施等により、村民の意見聴取に努めています。

今後も、積極的な行政情報の提供とさらなる村民参画の推進により、村民と協働によるむらづくりの実現に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

(1) 村民参画の促進

- ① 村の各種事業計画策定にあたっては、公募委員の募集を行い積極的に村民の意見を聴取し、その意向を可能な限り反映し、より村民主体の村経営に努めます。
- ② 村の各種活動の計画・運営への村民の参画を促進し、より村民主体の活動となり、多くの村民が参加するように努めます。

(2) 行政情報の積極的な開示

- ① 田舎館村情報公開条例に則り、行政文書の開示請求があった場合、条例及び規則に従い、情報を開示していきます。
- ② 情報開示に対する不服申し立てがあったと

き、または、村長の諮問があったとき、これに応じて情報公開制度の運営に関する重要事項を調査審議させるための田舎館村情報公開審査会を設置し、審議していきます。

- ③ 村役場各課の業務内容を村のホームページを通して、今後も積極的に開示していきます。

（３）「広報いなかだて」の内容充実

- ① 村民への行政情報伝達の一つである「広報いなかだて」については、村民の情報ニーズの把握に努め、真に役立つ情報を掲載していきます。
- ② 見やすい紙面をつくるため「広報いなかだて」のカラー化を検討していきます。

２ 効率的な行財政運営

平成12年の「地方分権一括法」の施行など、地方分権が進展する中、自立した財政基盤づくりが求められています。

本村では、指定管理者制度の導入や平成17年度からの「田舎館村集中改革プラン」策定により、不断に行財政改革に取り組み、財政の健全化に努めてきました。

平成22年度には、集中改革プランを継続するかたちで、「田舎館村財政計画」（平成22年度～26年度）を策定しました。そして、この計画に則り、自主財源の確保と経常経費の削減や投資的経費の重点配分による効率的な事業資金の運用に努め、財政のさらなる健全化に努めていくことが必要です。また、財政硬直化の回避に努めるとともに、指定管理者制度などの導入による効率的な行政経営が求められています。

（１）事務・事業の見直し

事務・事業の見直しについては、村民ニーズを考慮し、村政を取り巻く環境の変化に対応した見直しを進めていきます。

（２）組織・機構の見直し

- ① 効率的な村役場の運営を目指します。
- ② 国の制度改革等により機構改革の必要があれば検討をしていきます。

（３）行政サービスの向上

- ① 行政サービスの向上については、各種の改革を実施します。
- ② 行政情報の提供については、行政無線やコミュニティFM、ホームページを活用し、災害、防災、福祉、教育など村民に分かりやすい伝達に努めます。
- ③ 行政の透明性の拡大を積極的に推進します。

（４）計画的・効率的な財政運営

- ① 田舎館村財政計画（平成22年度～26年度）に則り、自主財源の確保を図ります。
- ② 限られた財源を有効に活用するため、経常経費の削減と投資的経費の重点的、効果的な配分を行い、財政の健全化に努めます。

（５）財政硬直化の回避

借金返済のための公債費や医療福祉関係経費の増加により、経常収支比率は依然として高率で推移していますが、極力起債発行を抑え、弾力的な財政運営を目指します。

（６）民間活力の導入

- ① 指定管理者制度を今後も導入し、村民ニーズに対応していきます。
- ② 民間経営の専門性や効率性を活用した、効率的で実用性の高い行財政運営を行います。

３ 広域行政の推進

目覚ましい交通機関の発達により、日常生活圏が拡大し、近隣市町村との交流も盛んになり、解決しなければならない共通した課題も生まれています。

本村は、他自治体と一部事務組合を設立し、上水道、消防、清掃、福祉などの行政課題に広域的に取り組んでいます。

また、これまで国の広域行政推進の仕組みであった「広域行政圏制度」が廃止され、新たに「定住自立圏」が創設されました。本村は弘前市を中心とする定住自立圏への参加を前提に協議を行っていますが、今後は中心市といかに連携をとりながら持続可能な地域社会を構築していくかが課題です。

今後も生活圏の拡大をはじめ、村民ニーズの多様化や地方分権の進展などに対応していくため、広域行政の一層の連携と推進が求められます。

(1) 広域行政事務・事業の推進

- ① 効率的な行政運営のために、広域的な対応が可能な業務については一部事務組合によ

る運営を行います。

- ② 地域の活性化や行政事務の効率化を推進するために、定住自立圏構想への参加を検討します。
- ③ 国の支援制度等も積極的に活かしながら、村の活性化と効率的な地域運営に努めます。

(2) ニーズに対応した効果的な行政運営

- ① 村政と広域行政のさらなる連携を図り、行政運営の活性化に努めます。
- ② 関係一部事務組合の構成自治体として、積極的に関与していきます。
- ③ 環境の変化や村民ニーズの多様化に対応した、広域的な組織体制の整備と施策の展開を図ります。

第5次田舎館村総合振興計画

平成23年3月

発行 青森県田舎館村（総務課）

〒038-1113

青森県南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻123-1

TEL 0172-58-2111 FAX 0172-58-4751

<http://www.vill.inakadate.lg.jp/>

印刷 やまと印刷株式会社



青森県田舎館村